

第 4 期

川口市障害者自立支援福祉計画 (素案)

平成 26 年 11 月

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	1
2 本計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	4
第2章 障害のある人の状況と第3期計画の取組状況	
1 障害のある人の状況	6
(1) 本市の人口	6
(2) 障害者手帳の所持者	7
2 第3期計画の取組状況	17
(1) 障害福祉サービスの進捗	17
(2) 障害福祉サービスの取組状況	19
(3) 地域生活支援事業の進捗	24
(4) 地域生活支援事業の取組状況	25
3 アンケート調査にみる障害者ニーズや環境への評価	27
第3章 基本目標	
1 障害者施策の基本的な考え方	36
2 第4期計画策定にあたっての課題	38
3 平成29年度の目標値	39
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	40
(2) 福祉施設から一般就労への移行	41
4 目標を達成するための施策の体系	43
(1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）	43
(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）	44
第4章 サービス必要量の見込み	
1 サービス提供に関する基本的な考え方	45
2 国が定める基準で実施するサービスの見込量の設定	46
(1) 訪問系サービス	46
(2) 日中活動系サービス	49
(3) 居住系サービス	55
(4) 指定相談支援	58
(5) 障害児サービス	61
3 市が行うことと定められているサービス（地域生活支援事業）の見込量の設定	64
(1) 実施する事業	64
(2) サービス見込量設定の考え方	66

第5章 重点的な取組

1 第4期計画における重点的な取組の枠組みと視点.....	74
2 取組の内容.....	76
(1) 訪問系サービスにおける重点的な取組.....	76
(2) 日中活動系サービスにおける重点的な取組.....	77
(3) 居住系サービスにおける重点的な取組.....	78
(4) 障害児サービスにおける重点的な取組.....	79
(5) 地域生活支援事業における重点的な取組.....	80

第6章 制度の円滑な運営の仕組みと計画の推進

1 適切な障害支援区分の認定.....	83
2 自立支援協議会の運営.....	83
3 計画の達成状況の評価・点検及び公表.....	83
4 連携.....	84

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国においては、人口構造の高齢化等と相まって、障害者や介護者の高齢化並びに障害の重度化・重複化といった問題の表面化が進むとともに、障害者を取り巻く社会状況・環境等についても、情報化や市民の価値観・ライフスタイルの多様化が進んできています。障害者自身の意識も変化し、地域における自立した生活や就労、社会参加に対する意欲・志向性が、従来以上に高まってきています。

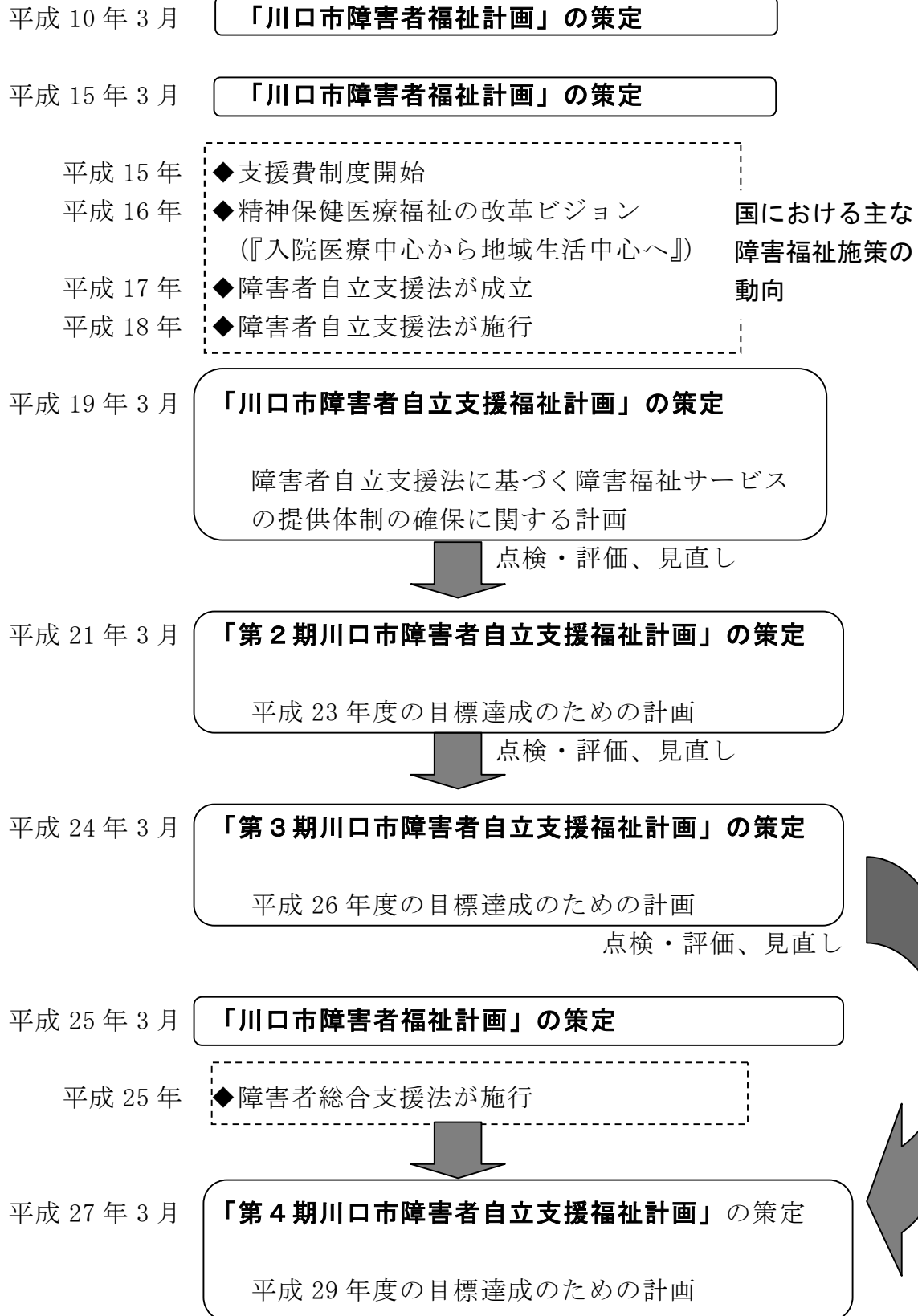
また、障害者をめぐる法制度については、平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法」施行など、障害の概念・範囲の広がりに対応した法整備がすすめられてきました。さらに、平成 18 年度からは「障害者自立支援法」の施行により、障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保等の観点から、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編されました。

その後、障害者自立支援法の激変緩和のための法律の制定や、平成 23 年 6 月の障害者基本法の改正がされました。また、平成 25 年 4 月には、障害者総合支援法が一部施行されました。この間、障害者が自ら事業者を選び、契約をする制度が定着し、身体障害、知的障害、精神障害の三障害の一元化やサービス体系を「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に再編するとともに、難病等が障害に加わっています。また、平成 25 年 6 月には、いわゆる障害者差別解消法等の新たな法律の制定がされています。

さらに、平成 26 年 1 月には「障害者の権利条約」に日本も批准するなど、障害者を取りまく動向は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、本市においては、「第 3 期川口市障害者自立支援福祉計画」（以下、「第 3 期計画」という）が、満了となることから、平成 29 年度の目標達成に向けた「第 4 期計画」を策定するものです。

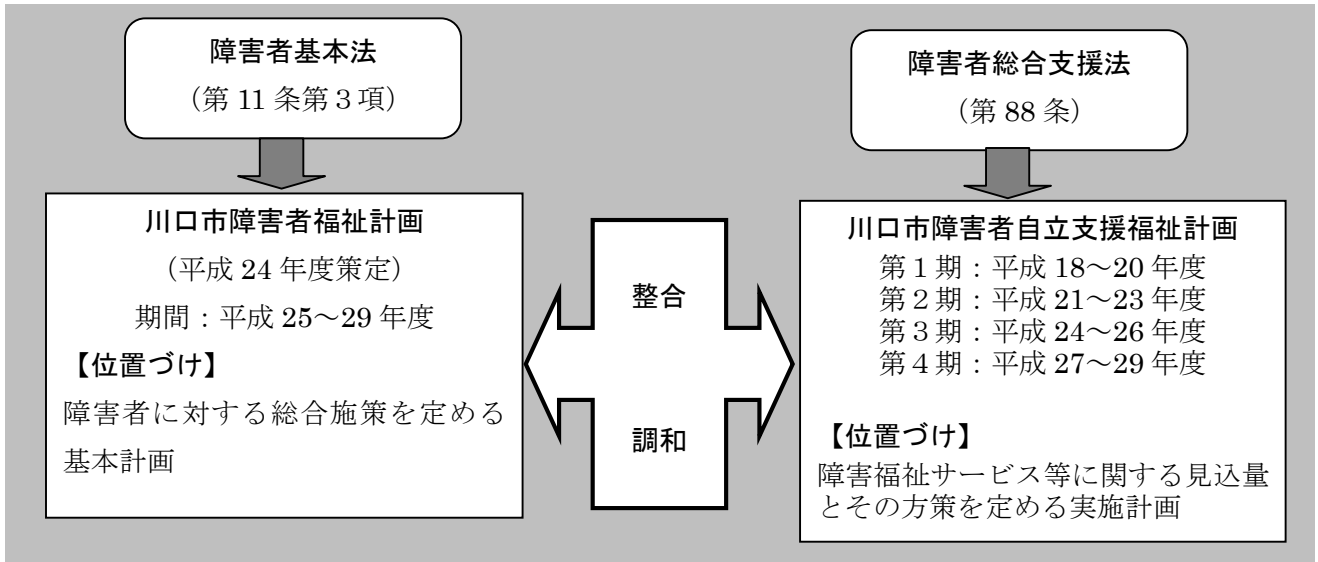
■ 本計画の背景



2 本計画の位置づけ

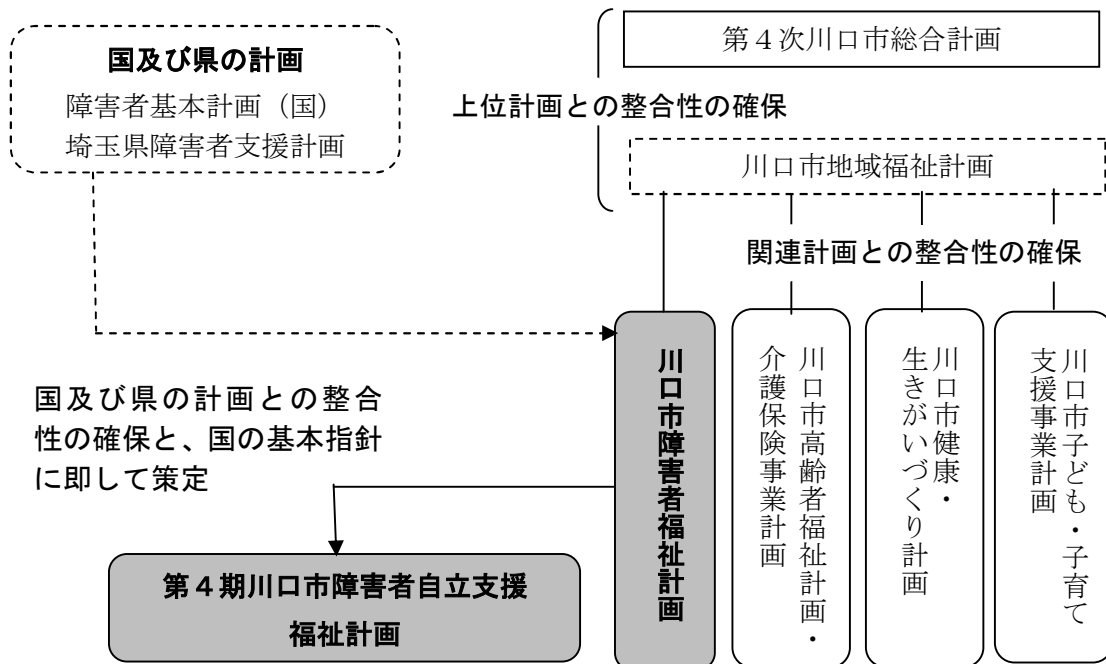
障害者自立支援福祉計画は「障害福祉サービス等に関する見込量とその方策を定める実施計画」であり、障害者福祉計画とは、以下の関係にあります。

■ 障害者福祉計画と障害者自立支援福祉計画の関係



また、県計画や市の上位計画である総合計画及び関連計画との整合性に配慮して策定するものです。

■ 本計画と関連計画との関係



3 計画の期間

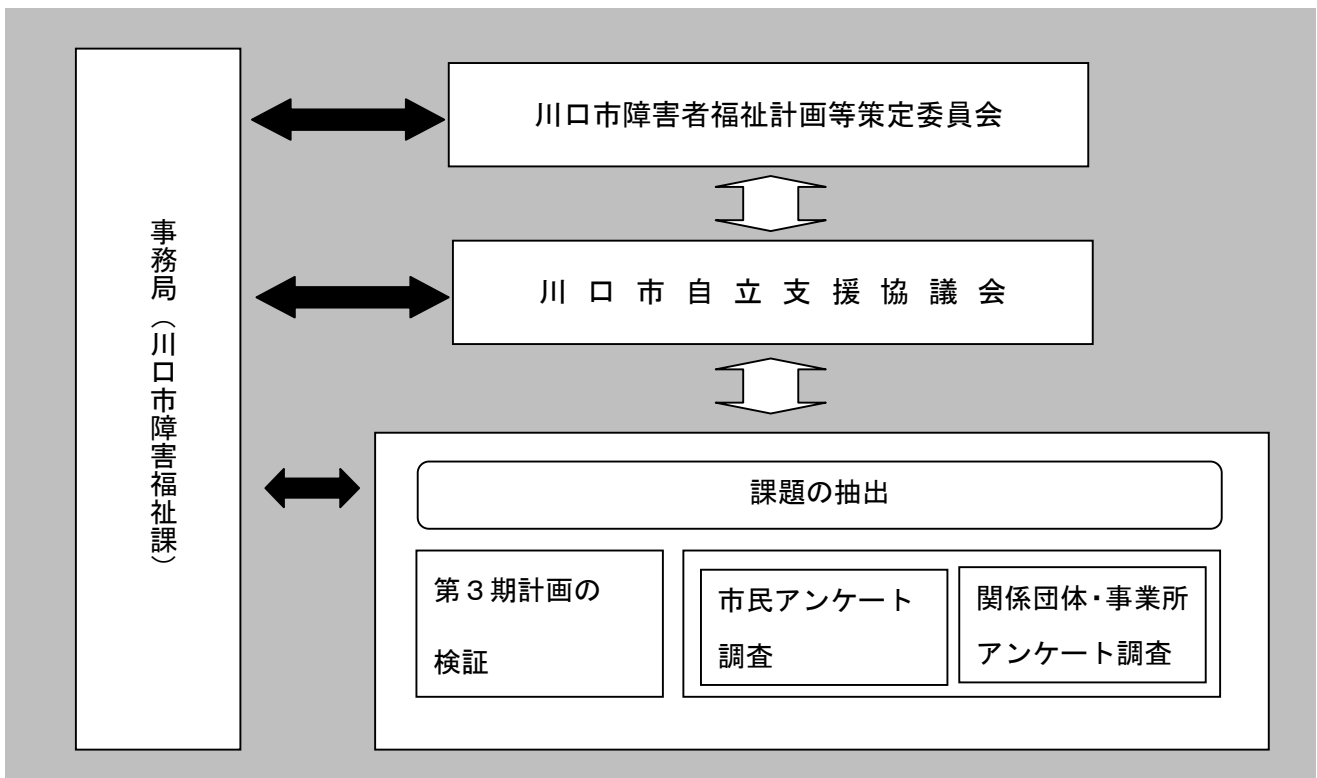
本計画は、平成 29 年度末の目標値を定める、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の計画です。

■ 計画期間

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
障害者 自立支援 福祉計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期		
障害者福祉 計画	川口市障 害者福祉 計画	川口市障害者 福祉計画（改訂）					川口市障害者 福祉計画（改訂）					

4 計画策定の体制

本計画策定の流れと検討体制は以下のとおりです。



なお、アンケート調査方法等については、以下のとおりです。

■ アンケート調査の実施概要

	① 市民アンケート	② 関係団体 アンケート	③ 事業所アンケート
調査対象	主として障害者手帳をお持ちの方	市内の障害者にかかる活動団体	平成26年8月1日現在、市内にて障害者福祉サービスを提供している事業所
抽出法	抽出 (平成26年8月1日現在)	全数 (平成26年8月1日現在)	全数 (平成26年8月1日現在)
配布数	1,800人	35団体	50事業所
回収数 (回収率)	735人 (40.8%)	23団体 (66.7%)	44事業所 (88.0%)
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	平成26年8月19日～9月1日		

第2章 障害のある人の状況と第3期計画の取組状況

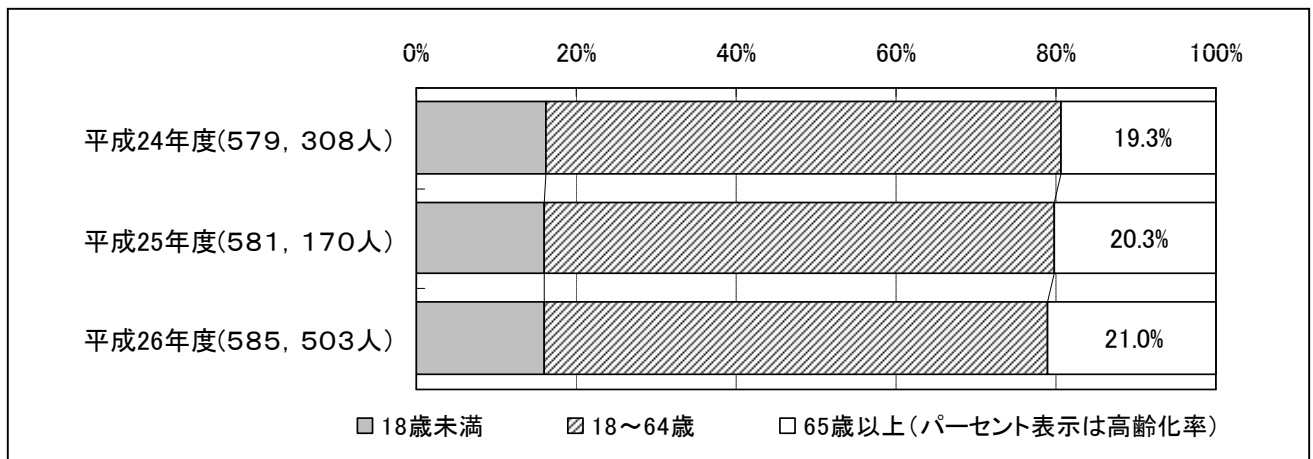
1 障害のある人の状況

(1) 本市の人口

平成26年4月1日時点で、本市の人口は585,503人（住民基本台帳人口）となっており、震災直後の平成24年度から平成25年度には増加傾向が一時鈍化しましたが、平成26年度以降再度増加傾向となっています。

高齢化率（65歳以上人口）の割合は、平成24年度の19.3%に対して、平成26年度には21.0%となっています。

■ 本市の人口推移



（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	93,784	93,400	93,454
18～64歳	373,563	370,063	369,108
65歳以上	111,961	117,707	122,941
高齢化率	19.3%	20.3%	21.0%

(2) 障害者手帳の所持者

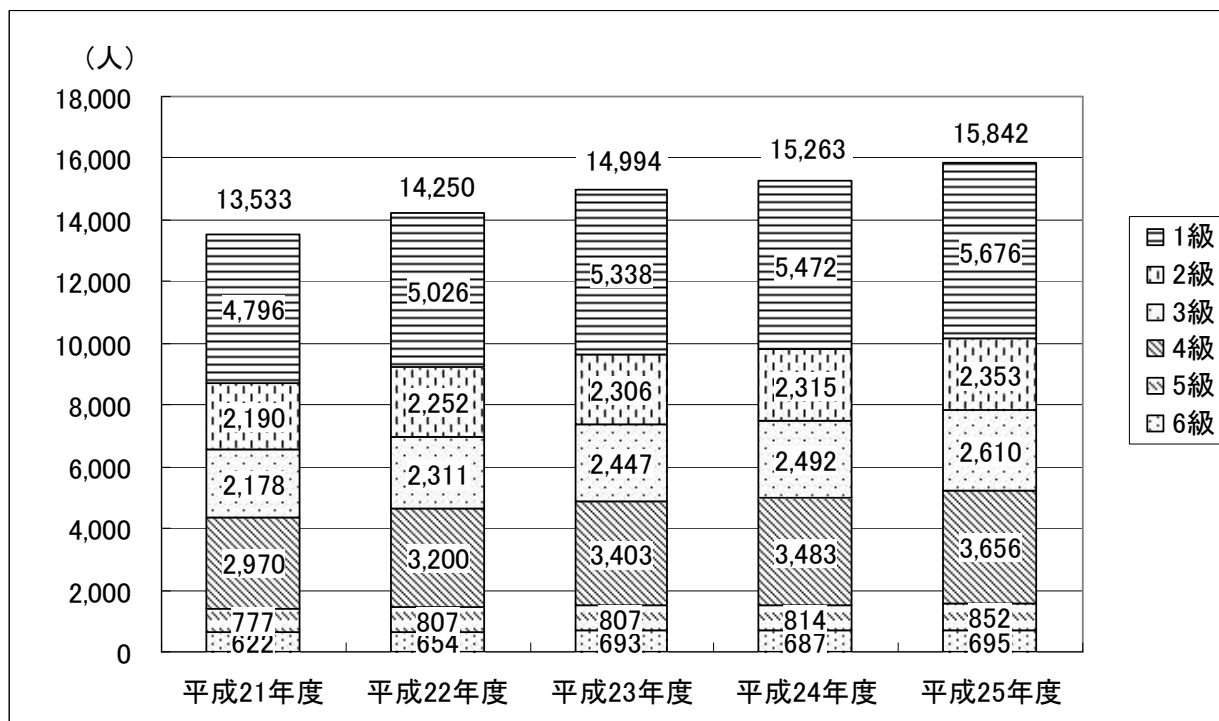
① 身体障害者

平成26年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は15,842人となっています。

平成25年度の手帳の等級の分布で見ると、1級が35.8%、2級が14.9%であり、あわせて50.7%と半数が重度障害者の方となっています。障害の内容で見ると「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が53.9%と最も多く、次いで「内部障害」が31.0%の順となっています。

年齢別で見ると、18歳未満の障害児はほぼ横ばいの人数となっており、18歳以上の障害者数が増加している状況です。

■ 身体障害者の等級別推移 (各年度3月末)

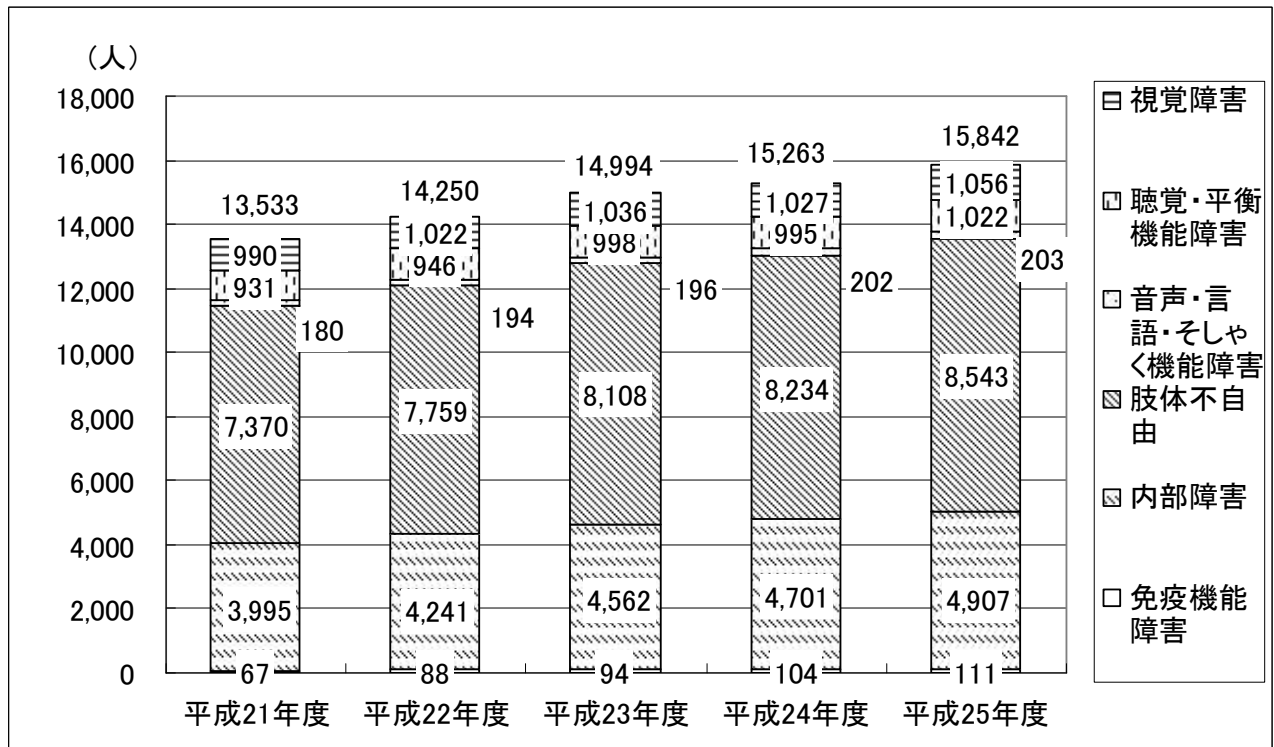


(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1級	4,796	5,026	5,338	5,472	5,676	35.8%
2級	2,190	2,252	2,306	2,315	2,353	14.9%
3級	2,178	2,311	2,447	2,492	2,610	16.5%
4級	2,970	3,200	3,403	3,483	3,656	23.1%
5級	777	807	807	814	852	5.4%
6級	622	654	693	687	695	4.4%
合計	13,533	14,250	14,994	15,263	15,842	100.0%

注: %は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 身体障害者障害別推移（各年度3月末）

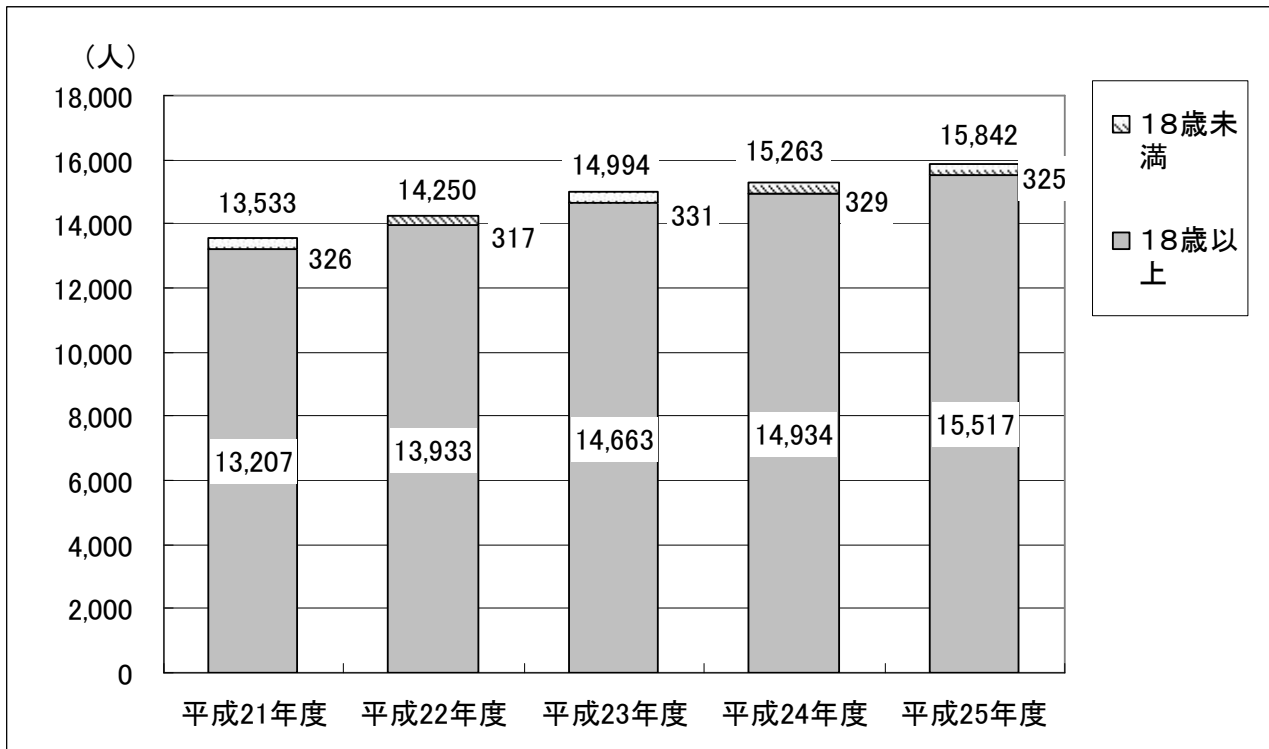


（単位：人）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減
視覚障害	990	1,022	1,036	1,027	1,056	6.7% 66
聴覚・平衡機能障害	931	946	998	995	1,022	6.5% 91
音声・言語・そしゃく機能障害	180	194	196	202	203	1.3% 23
肢体不自由	7,370	7,759	8,108	8,234	8,543	53.9% 1,173
内部障害	3,995	4,241	4,562	4,701	4,907	31.0% 912
免疫機能障害	67	88	94	104	111	0.7% 44
合計	13,533	14,250	14,994	15,263	15,842	100.0% 2,309

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 身体障害者年齢別推移（各年度3月末）



(単位:人)

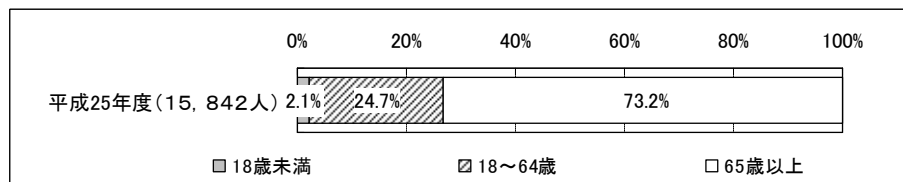
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
18歳未満	326	317	331	329	325	2.1%
18歳以上	13,207	13,933	14,663	14,934	15,517	97.9%
合計	13,533	14,250	14,994	15,263	15,842	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

(参考)

(単位:人)

	平成25年度	
18歳未満	325	2.1%
18～64歳	3,918	24.7%
65歳以上	11,599	73.2%
合計	15,842	100.0%



注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

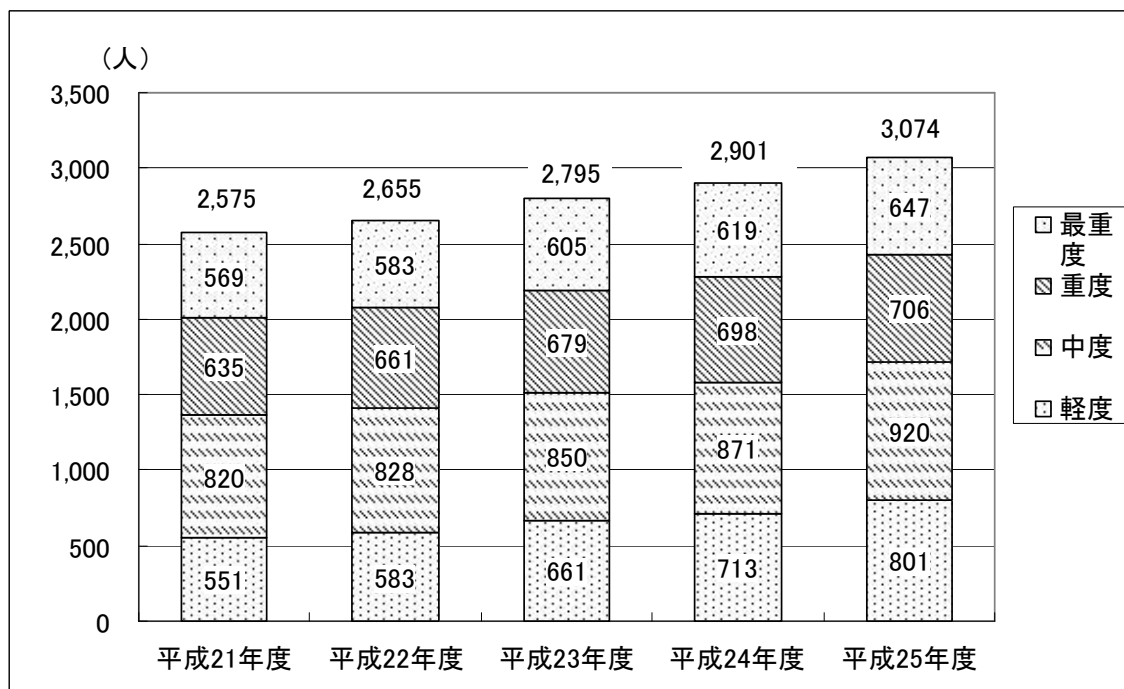
② 知的障害者

平成26年3月31日現在、療育手帳所持者は3,074人となっています。

等級では、重度障害者（最重度・重度）の方が44.0%を占めています。なお、この5年の推移でみると「軽度」の方が1.45倍に増加しているのが特徴です。

また、年齢別でみると、18歳以上が多くなっています。

■ 療育手帳所持者の等級別推移（種類別：各年度3月末）

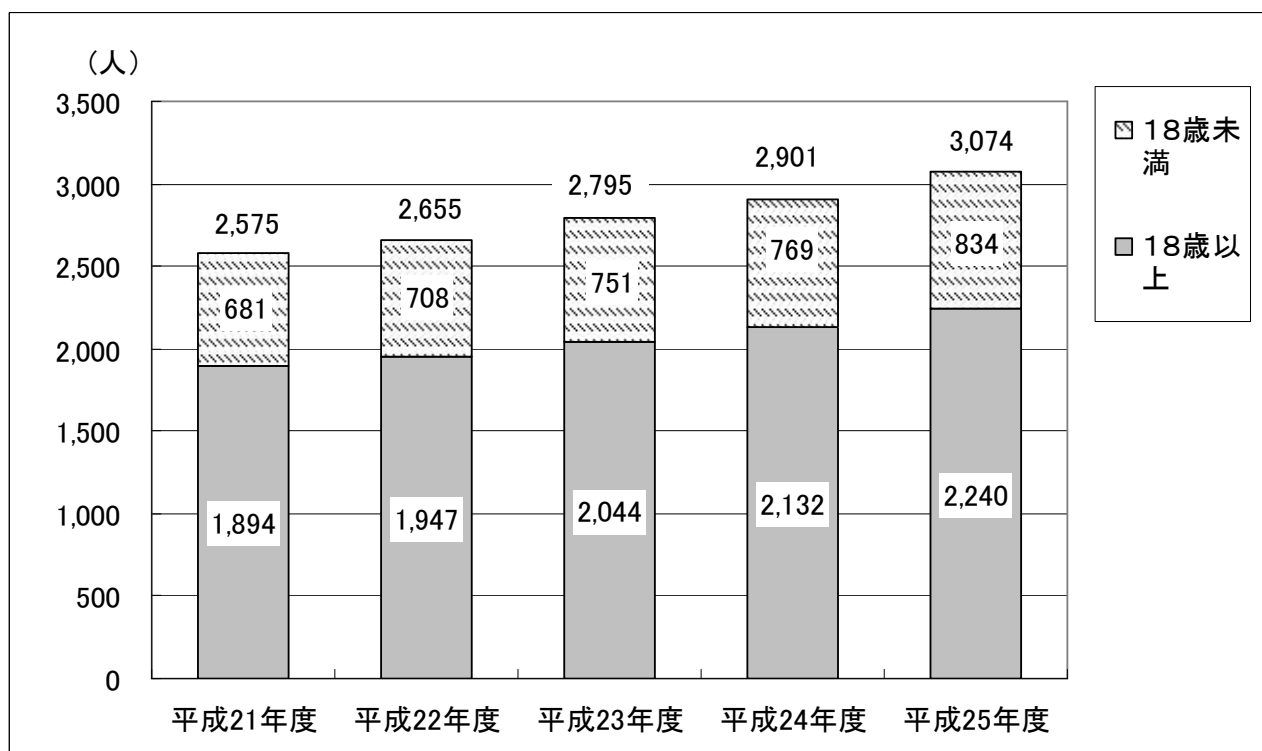


（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
最重度	569	583	605	619	647	21.0%
重度	635	661	679	698	706	23.0%
中度	820	828	850	871	920	29.9%
軽度	551	583	661	713	801	26.1%
合計	2,575	2,655	2,795	2,901	3,074	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 療育手帳所持者の年齢別推移（各年度3月末）



（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
18歳未満	681	708	751	769	834	27.1%
18歳以上	1,894	1,947	2,044	2,132	2,240	72.9%
合計	2,575	2,655	2,795	2,901	3,074	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

（参考）

（単位：人）

	平成25年度	
18歳未満	834	27.1%
18～64歳	2,108	68.6%
65歳以上	132	4.3%
合計	3,074	100.0%

集 計 中

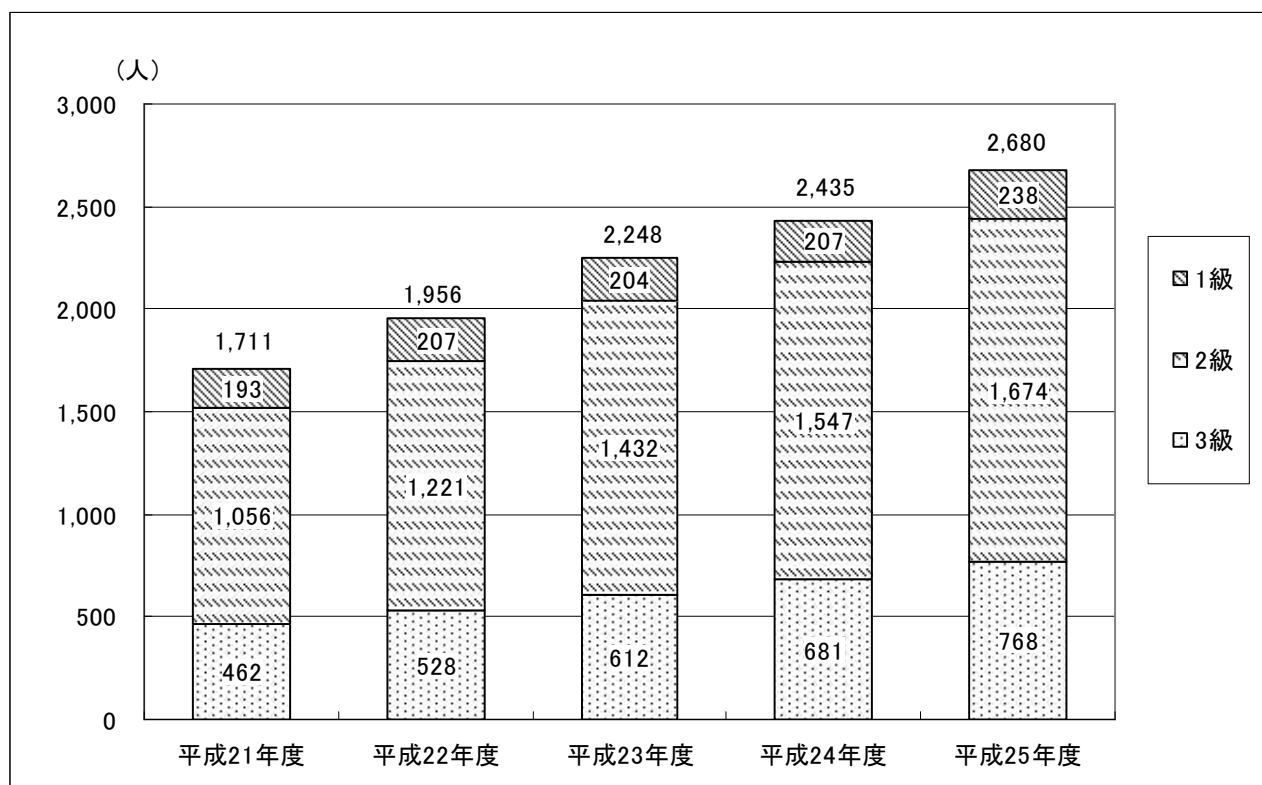
注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

③ 精神障害者

平成 26 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、2,680 人となっており、手帳の等級区分では 2 級が 62.5%、3 級が 28.7%、1 級が 8.9%となっています。

また、障害者自立支援医療（精神通院）の受給者は 6,364 人です。疾病分類別に見ると、「気分障害」が 40.9%、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が 32.8%と 3 割を超えています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

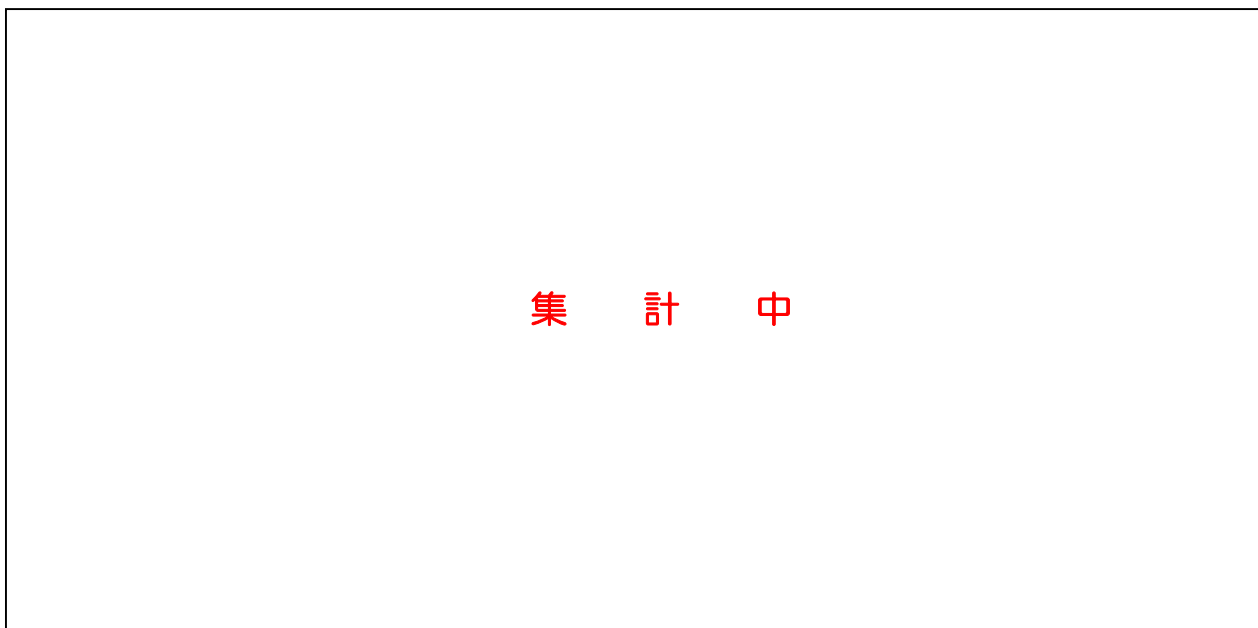


(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1級	193	207	204	207	238	8.9%
2級	1,056	1,221	1,432	1,547	1,674	62.5%
3級	462	528	612	681	768	28.7%
合計	1,711	1,956	2,248	2,435	2,680	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が 100%にならない場合がある

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移（各年度3月末）



集 計 中

（単位：人）

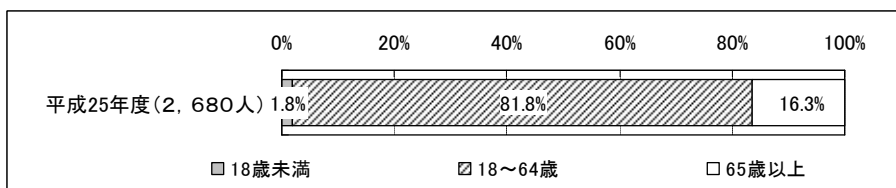
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
18歳未満					49	1.8%
18歳以上					2,631	98.2%
合 計	1,711	1,956	2,248	2,435	2,680	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

（参考）

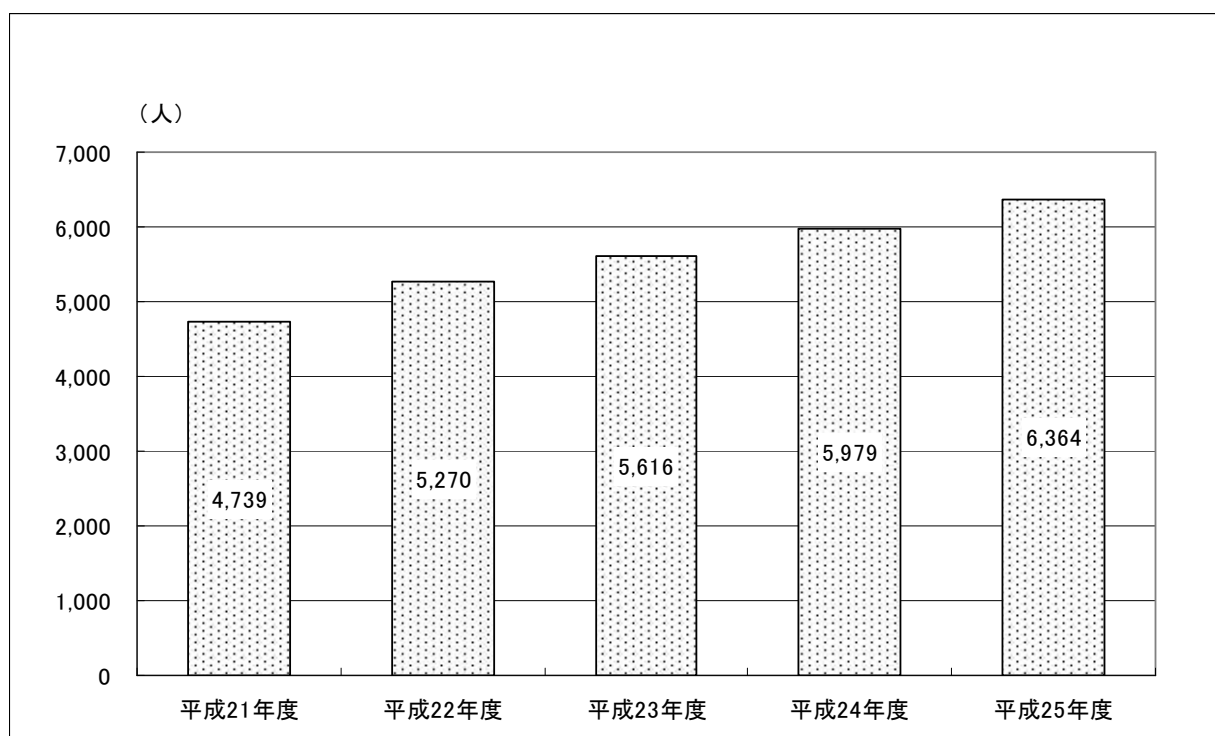
（単位：人）

	平成25年度	
18歳未満	49	1.8%
18～64歳	2,193	81.8%
65歳以上	438	16.3%
合 計	2,680	100.0%



注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 障害者自立支援医療費（精神通院）受給者の推移（種類別：各年度3月末）



（単位：人）

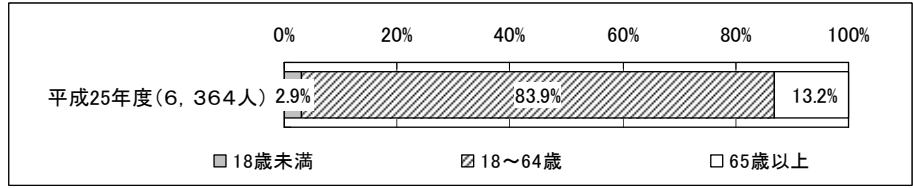
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
(1)病状性を含む器質性精神障害	116	149	168	215	245	3.8%
(2)精神作用物質使用による精神及び行動の障害	136	146	148	135	145	2.3%
(3)統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,869	1,923	1,953	2,016	2,086	32.8%
(4)気分障害	1,851	2,075	2,220	2,404	2,600	40.9%
(5)神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	271	329	410	434	479	7.5%
(6)生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	20	18	20	29	28	0.4%
(7)成人の人格及び行動の障害	32	32	25	24	29	0.5%
(8)精神遅滞	38	40	46	56	58	0.9%
(9)心理的発達の障害	24	46	63	86	104	1.6%
(10)小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能	21	70	103	87	78	1.2%
(11)てんかん	337	354	397	401	402	6.3%
(12)その他の精神障害	0	0	0	0	0	0.0%
(13)分類不明	24	88	63	92	110	1.7%
合計	4,739	5,270	5,616	5,979	6,364	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

(参考)

(単位:人)

	平成25年度	
18歳未満	187	2.9%
18～64歳	5,337	83.9%
65歳以上	840	13.2%
合計	6,364	100.0%



注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

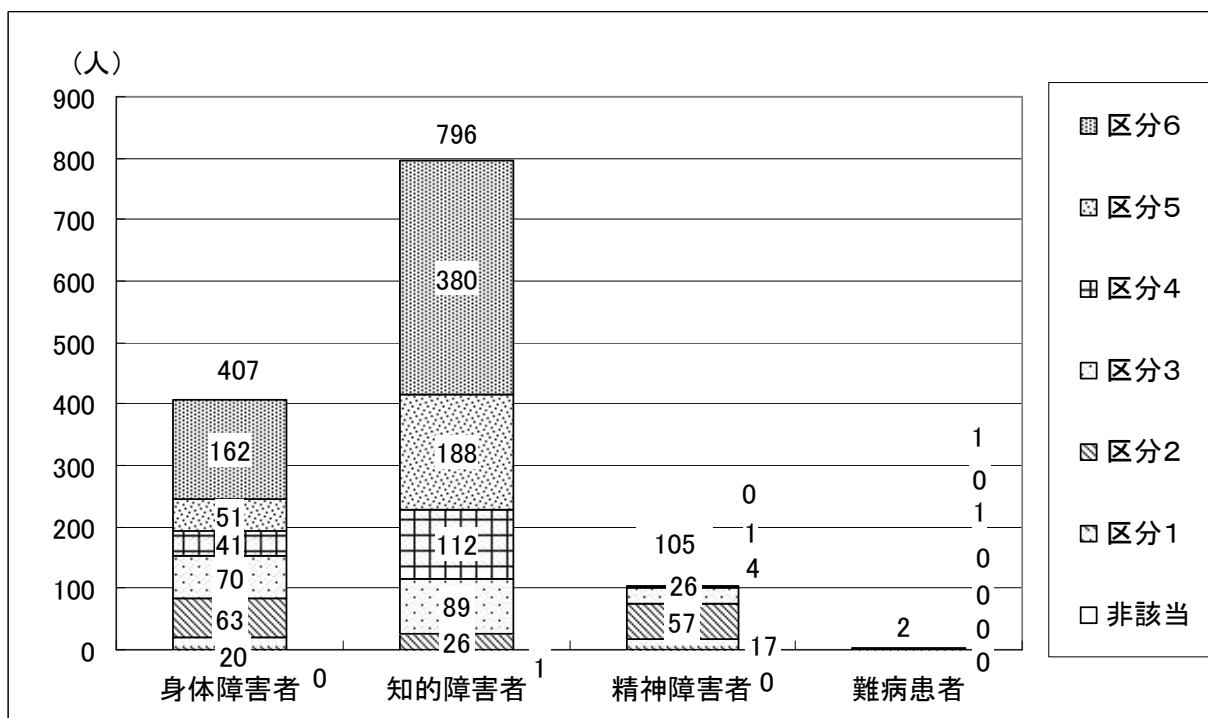
④ 障害支援区分認定

平成26年3月31日現在、障害支援区分認定者は1,310人で「区分6」が41.5%と最も多く、「区分5」が18.3%と続いています。

障害種別でみると、知的障害者が796人と最も多く、身体障害者が407人、精神障害者が105人、難病が2人となっています。

知的障害者、身体障害者いずれも「区分6」が最も多く、知的障害者で47.7%、身体障害者で39.8%を占めています。精神障害者で最も多いのは「区分2」で54.3%を占めています。

■ 障害支援区分認定の状況（平成26年3月31日現在）



（単位：上段人・下段％）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	20	63	70	41	51	162	407
	0.0	4.9	15.5	17.2	10.1	12.5	39.8	100.0
知的障害者	0	1	26	89	112	188	380	796
	0.0	0.1	3.3	11.2	14.1	23.6	47.7	100.0
精神障害者	0	17	57	26	4	1	0	105
	0.0	16.2	54.3	24.8	3.8	1.0	0.0	100.0
難病患者	0	0	0	0	1	0	1	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0
合計	0	38	146	185	158	240	543	1,310
	0.0	2.9	11.1	14.1	12.1	18.3	41.5	100.0

注：％は四捨五入しているため、合計値が100％にならない場合がある

2 第3期計画の取組状況

(1) 障害福祉サービスの進捗

第3期計画における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下の通りです。

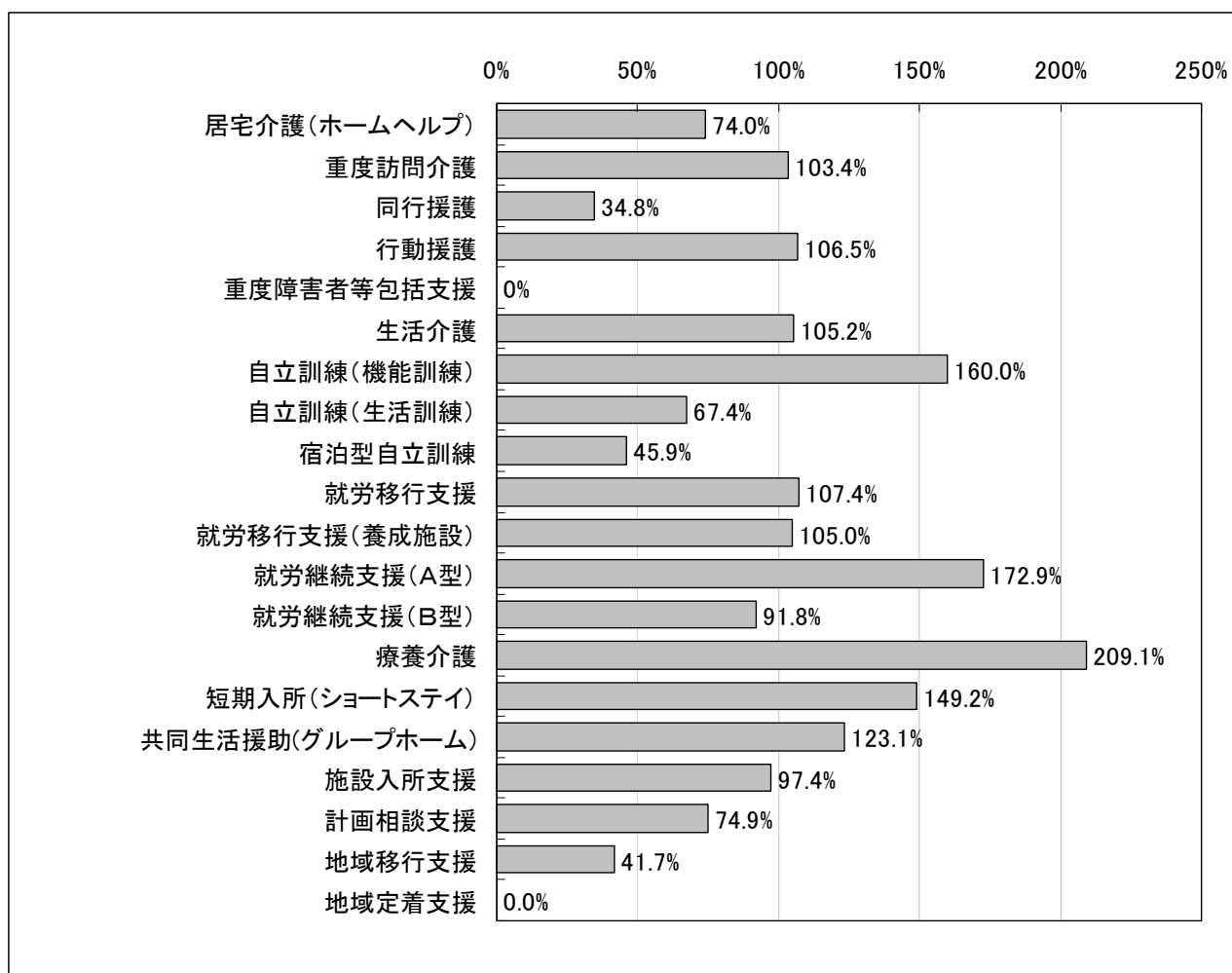
全体の進捗状況をみると、計画値を大幅に上回ったのが「療養介護」「就労継続支援（A型）」「短期入所（ショートステイ）」となっています。

一方、達成率が50%未満のものは「宿泊型自立訓練」「地域移行支援」となっています。また、実績値が「0」のものは「重度障害者等包括支援」「地域定着支援」となっています。

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度		進捗率
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
(1) 訪問系サービス								
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,353	10,078	12,942	10,350	14,754	10,924	74.0%
	人数	439	401	500	428	570	456	80.0%
重度訪問介護	時間	4,200	3,647	4,200	5,090	4,550	4,703	103.4%
	人数	12	9	12	11	13	11	84.6%
同行援護	時間	2,000	854	2,400	836	2,800	975	34.8%
	人数	50	54	60	52	70	59	84.3%
行動援護	時間	1,260	1,503	1,440	1,497	1,620	1,726	106.5%
	人数	35	40	40	53	45	50	111.1%
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0	0	0	0	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-
(2) 日中活動系サービス								
生活介護	人日分	12,600	13,023	13,200	13,803	13,800	14,513	105.2%
	人数	630	622	660	666	690	690	100.0%
自立訓練 (機能訓練)	人日分	225	335	225	329	225	360	160.0%
	人数	25	27	25	29	25	26	104.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	540	217	540	310	540	364	67.4%
	人数	30	14	30	17	30	24	80.0%
宿泊型自立訓練	人日分	930	159	930	353	930	427	45.9%
	人数	30	10	30	12	30	15	50.0%
就労移行支援	人日分	1,300	1,249	1,500	1,262	1,700	1,825	107.4%
	人数	65	69	75	70	85	107	125.9%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	20	20	20	0	20	21	105.0%
	人数	1	1	1	0	1	1	100.0%
就労継続支援 (A型)	人日分	520	485	540	723	560	968	172.9%
	人数	26	24	27	36	28	46	164.3%
就労継続支援 (B型)	人日分	10,000	9,896	10,400	9,907	11,000	10,103	91.8%
	人数	500	521	520	537	550	533	96.9%
療養介護	人日分	620	1,426	651	1,455	682	1,426	209.1%
	人数	20	46	21	47	22	46	209.1%
短期入所 (ショートステイ)	人日分	240	280	240	350	240	358	149.2%
	人数	30	42	30	44	30	46	153.3%
(3) 居住系サービス								
共同生活援助	人数	50	54	55	65	160	197	123.1%
共同生活介護	人数	90	106	95	123			-
施設入所支援	人数	320	309	330	301	340	331	
(4) 相談支援								
計画相談支援	人数	110	15	150	280	820	614	74.9%
地域移行支援	人数	12	1	12	3	12	5	41.7%
地域定着支援	人数	13	0	13	0	13	0	0.0%

注：平成26年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されている

■ 障害福祉サービスの進捗率



(2) 障害福祉サービスの取組状況

第3期計画で定めた取り組みの方向に対して、その取り組み状況は下表のとおりとなっています。

① 訪問系サービス

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	ヘルパーの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての障害に対するヘルパー研修の実施 ○ ヘルパー相互の情報交換の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が社会福祉協議会に委託し、障害者居宅サービス技術援助事業として、障害者居宅サービス内容検討会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業所に案内を出しているが参加事業所の数が伸び悩んでいる。
②	ヘルパー事業所の拡大と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他機関で行われる研修等の継続的な周知 ○ 介護保険事業所に対する障害者総合支援法の周知と、障害福祉サービスへの関与、促進 ○ ヘルパー事業所に対する職員派遣を含めた障害福祉サービス提供に関する指導や支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会に新たに介護事業所協議会に参画してもらい連携を強化。 ・各ヘルパー事業所で開催されている勉強会等に依頼があれば積極的に参加し、制度説明等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主管的な役割分担等が明確になっておらず、定期的な開催に至っていない。 ・事業所間で解釈や運用が異なる場面があり、認識にずれが生じていることがある。
③	相談支援事業所とヘルパー事業所の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘルパー事業所が抱える困難ケースに対する相談支援事業所等の連携サポート体制のさらなる充実 ○ 障害者ケアマネジメントの技法を活用した、障害福祉サービス提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会でケアマネジメント学習会を実施。 ・計画相談の導入により、ヘルパー事業所との連携が深まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は特定相談支援事業所との連携が重要。
④	支給基準による障害福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川口市自立支援協議会等の意見を参考とした支給基準の継続的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給基準の見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用を事業所に周知することが必要。

	第3期の 取組の方向	第3期計画の 重点的な取組	実施結果	課題
⑤	適切なサービスの 支給	○ 適切なサービス利用の調整を行うための、サービス更新時等におけるアセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の開始により、適時、アセスメントを行い、ニーズに沿ったサービスが支給できるようになった。 ・児童については、放課後等デイサービスの普及により、ニーズが整理されてきた。 ・特定相談支援事業所と委託相談支援事業所が連携をしながら適切なサービス支給につながっている。 	・決められた制度の中でサービス計画を立てなければならぬとの感覚もあり、利用しづらい面もある。

② 日中活動系サービ

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	地域及び利用者ニーズに合わせた設置・配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者自ら施設を選べる環境づくりと情報提供の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人以外の家庭問題など、数値化されない困難さがある方たちへの支援の必要性。 ・ 発達障害、触法関係の方たちへの支援の必要性。 ・ 重心の方たちへの支援の必要性がある。ノウハウの共有や、訪問看護との連携も必要。 ・ 選んだ施設を利用することのできるような状況づくりの必要性。 ・ 就労継続支援B型、地域活動支援センターが就労に結びつかなかった方の受け皿として、どのような役割を果たすべきか検討することが課題である。 ・ 地域移行支援が進み、病院や施設から地域に出てきた方たちの居場所としてどのような施設が必要か検討することが課題である。
②	就労支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川口市障害者就労支援センターと各事業所の連携強化の推進 ○ 就労に関する行政機関や社会基盤と連携した就労移行の推進 ○ 川口市自立支援協議会日中活動部会における就労支援のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県南地域でのネットワークを強化することができた。 ・ 連絡会や部会を通じて情報交換、共有をし、連携を図ることができた。 ・ 県に設置されている雇用開拓員と就労実習情報の交換や共有が行うことができた。 ・ 1年に一度のシンポジウムを開催し、市内全ての就労移行支援事業所が参加し、「顔の見える関係」になることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の質の強化、就労後の定着支援の強化が必要。 ・ 就労移行支援事業所間の更なる連携を強化し、人材育成や支援技術、意識の共有を行う必要がある。 ・ 支援の方針や情報の共有をスムーズに行うため、就労移行支援事業所と相談支援事業所の連携の強化が必要。特に個別給付の対象にならない人（ニーズの表明ができない、状況整理に支援が必要な人）については連携が必要。 ・ 就労までにやや時間が必要な人に、どのような支援が必要かを検討することが課題である。

	第3期の 取組の方向	第3期計画の 重点的な取組	実施結果	課題
③	市内施設間の連携 を図る支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設職員の交流 や研修による施 設間の格差是正 や意識の向上 ○ 川口市自立支援 協議会むすぶ部 会におけるネッ トワークの強化 の検討 ○ 川口市障害者施 設運営団体連絡 会への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域を設定 し、防災を入口に施設 間のネットワークの 強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の特性（得意、不得意）を明確にし、 施設間がわかりあえるネットワークづくりが 求められている。 ・施設間の連携はできているが、一部の職員 のみの共有となっているので、職場内の共有 や交流が必要。
④	障害特性と本人の ニーズを勘案した 施設利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用希望者 に対する、障害 者ケアマネジメ ントの手法を活 用した相談や適 切な支援の実施 ○ 一時入所事業 （しらゆりの 家）などの、市 独自事業の有効 活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント学 習会の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に入るための支援「意思決定支援」な ど、サービス内容以外の、支援者との関わり に基づく支援（生活支援）が必要。 ・地域で豊かに安心できる生活を継続するた めには、制度や法律が想定しない支援を行う 必要がある。 ・アウトリーチ支援を含めた「ひきこもり」 に対する支援の検討が必要。 ・支援技術の向上とともに、チームアプロ ーチの向上、相互理解、関係性（ネットワー ク）づくりが必要。 ・制度を越えた支援が実態として存在する。 それをどうクリアしていくのか、制度化して いくのか考える必要がある。 ・訪問型の支援が必要となってくる。

③ 居住系サービス

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	グループホーム、ケアホームの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設機能のレベルアップと事業の充実 ○ 施設運営や経営健全化に対する助言 ○ 利用者の健康管理の向上に向けた、研修機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・すまいプロジェクトチームにて、サービス管理責任者及び世話人を対象とした交流会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準による設備投資費用。
②	拠点となる通過型総合施設の設置の研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者も含めた、現在の滞留型の入所・通所施設から通過型の総合施設への移行の研究 ○ 入所施設の確保についての検討 ○ 障害者やその家族の緊急時における体制についての継続的な検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内施設の一部が滞留型から通過型の施設を目指し、地域移行に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設では緊急時の利用に対応できていない印象がある。 ・新たな施設が開所となったが、緊急時の対応を含めた事業の検討が必要。
③	施設利用待機者の状況把握と入所調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境の設定 		<ul style="list-style-type: none"> ・表面化されたニーズであれば市で把握しているが、入所を希望していても家族の問題、情報不足で把握できないニーズもある。
④	地域移行・地域定着の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護担当部署と連携した事業の推進 ○ 地域移行・地域定着を支援するスタッフの養成・研修の実施 ○ 「地域移行促進会議」の継続開催の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者については、退院促進の動きがあり、グループホームに移行するケースが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者のケースはほとんどない。 ・施設や病院等で、地域移行を希望する人のニーズ把握が十分でない。

(3) 地域生活支援事業の進捗

第3期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下の通りです。

地域生活支援事業の達成状況は、「要約筆記者派遣事業」「移動支援事業（実利用見込者）」「日中一時支援事業」が計画値を上回っています。

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		進捗率
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込	
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
	障害者相談支援事業 (実施見込箇所数)	10	10	10	10	10	10	100.0%
	自立支援協議会 (実施見込箇所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
② 市町村相談支援機能強化事業	(実施見込箇所数)	10	10	10	10	10	10	100.0%
③ 住宅入居等支援事業	(実施見込箇所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
(2) 成年後見制度利用支援事業	(実施見込件数)	3	0	3	5	3	3	100.0%
(3) コミュニケーション支援事業								
	手話通訳者派遣事業 (延利用見込者数)	1,250	1,154	1,250	1,202	1,250	1,200	96.0%
	要約筆記者派遣事業 (実利用見込者数)	9	17	9	15	9	9	100.0%
	手話通訳者設置事業 (実設置見込者数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
(4) 日常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援用具 (給付見込件数)	28	19	28	23	28	12	42.9%
	自立生活支援用具 (給付見込件数)	59	66	59	72	59	45	76.3%
	在宅療養等支援用具 (給付見込件数)	65	52	65	55	65	34	52.3%
	情報・意思疎通支援用具 (給付見込件数)	80	79	80	91	80	33	41.3%
	排泄管理支援用具 (給付見込件数)	7,900	8,078	8,370	8,022	8,880	3,947	44.4%
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (給付見込件数)	14	7	14	11	14	3	21.4%
	(実利用見込者数)	265	431	294	411	328	367	111.9%
	(延利用見込時間数)	47,170	66,281	55,272	63,361	64,944	55,424	85.3%
(5) 移動支援事業								
(6) 地域活動支援センター事業								
	地域活動支援センター (実施見込箇所数)	9	9	10	10	12	10	83.3%
	(延利用見込者数)	23,606	23,376	25,967	25,498	31,160	25,498	81.8%
(7) その他事業								
	日中一時支援事業 (実施見込箇所数)	6	10	6	11	6	18	300.0%
	(延利用見込者数)	300	25	300	41	300	55	18.3%
	社会参加促進事業 (実施事業数)	4	4	4	4	4	4	100.0%

(4) 地域生活支援事業の取組状況

第3期計画で定めた取り組みの方向に対して、その取り組み状況は下表のとおりとなっています。

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に密着した身近な相談窓口の設置推進 ○ 専門職の配置を含めた、障害者総合相談窓口の設置を検討 ○ 地域の身近な相談者として期待される民生委員・児童委員に対する障害者理解促進のための研修等の実施 ○ 夜間、休日の相談支援体制の充実 ○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携、促進 ○ 障害者団体等のピアカウンセリング活動の支援 ○ サービス等利用計画を作成できる事業所の指定・推進、自己作成者への支援 ○ 障害者虐待相談窓口の設置 ○ 発達障害に対する相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10地区において、10箇所の相談支援事業所を設置し、有資格者の専門職を配置し、3障害に加え、発達障害、難病、高次脳機能障害への相談に対応した。 ・総合相談窓口を障害福祉課内に設置した。 ・民生委員・児童委員協議会への参加や、個別支援を通じて連携を図った。地域を対象とした講演会などを通じて、啓発や理解促進のための取り組みを行った。 ・従来より実施している事業所の他、夜間、休日の相談体制に関しては新しい取り組みはなされていない。 ・身体・知的障害者相談員と個別支援を通じて連携を図った。自立支援協議会の委員として参画を依頼した。 ・当事者団体の活動（主に精神分野）に参加し連携を図った。高次脳機能障害に関する情報交換会の開催。 ・委託以外に新規で指定を受けた特定相談支援事業所が17箇所設置された（平成26年11月末現在）。 ・委託相談支援センターが中心となり、市内3地区に分かれネットワークを形成し、会議や事例検討を通して課題の共有や相談員の力量向上を狙った取り組みを行った。特定相談支援事業所をサポートする仕組みとしても機能している。セルフ作成者への支援も実施。 ・虐待防止センターが障害福祉課内に設置された。 ・わかゆり学園発達障害児支援センターに加え、子育て相談課発達支援係が新設された。各委託支援センターにおいても相談体制をとっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援センターと特定相談支援事業所との更なる連携体制の構築。 ・サービス等利用計画の定着と質の向上。新規事業所の指定・推進の継続。 ・それぞれの相談支援事業所や、各地区でのネットワークの中から抽出された課題を共有し、今後の施策へつなげる具体的な取り組みや仕組みづくりの検討。 ・委託支援センターの基幹的役割を機能させる人材や力量の担保（人材育成）。 ・困難ケースや数値化しにくい困難さへの支援。相談員の配置基準や委託料の検討。
②	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用支援事業の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施見込量の3件は上回っている。 ・平成26年度に社会福祉協議会へ成年後見センターを委託。 ・NPOの市民後見団体との連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見込数値を見直すデータがあると良い。利用支援事業の普及啓発以前に、成年後見制度自体の周知が十分でない。潜在的なニーズの掘り起こし。
③	コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要約筆記奉仕員派遣事業充実のための要約筆記奉仕員の養成についての調査、研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県事業となったことから埼玉県が事業を実施 	

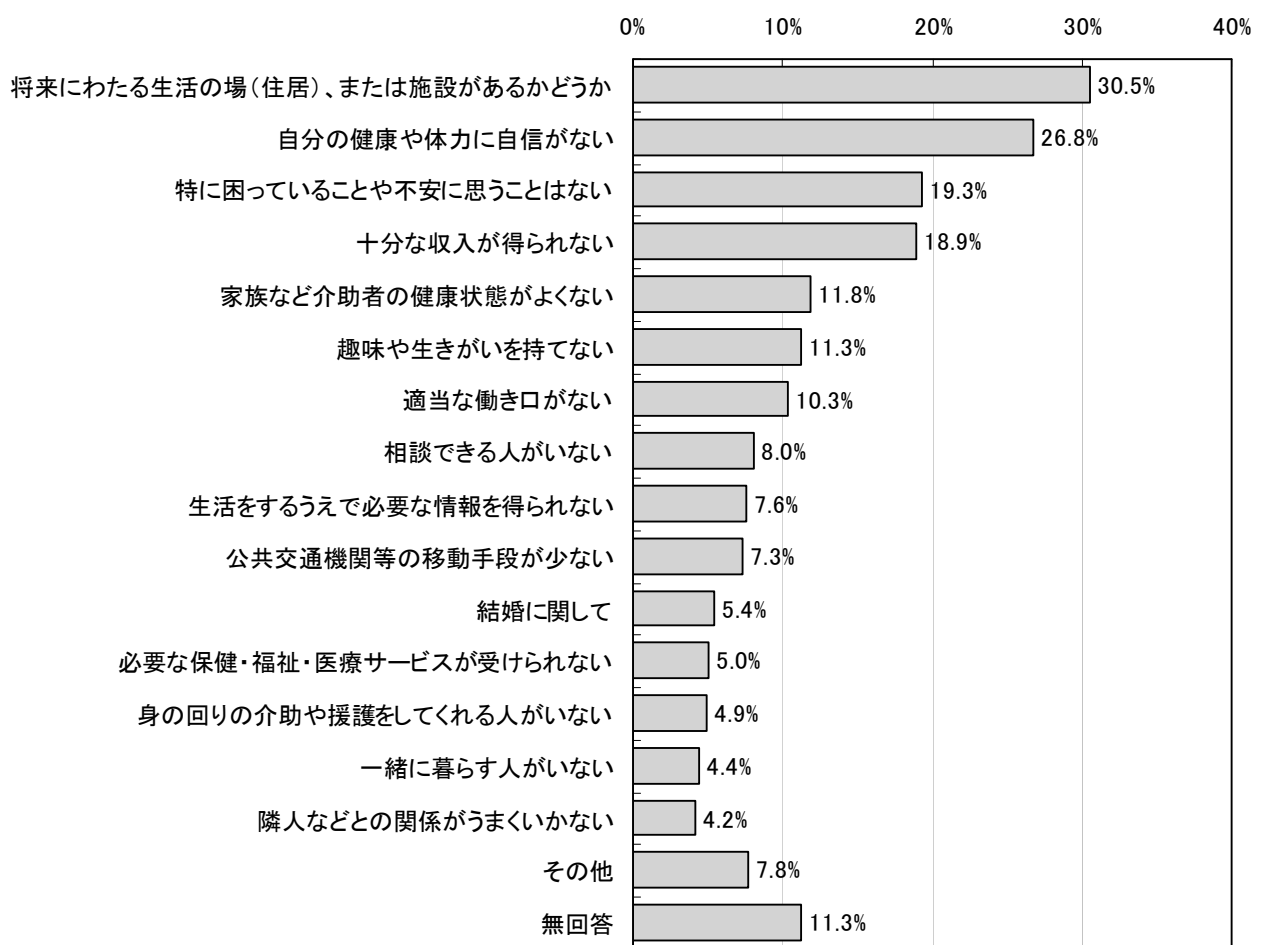
	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
④	日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活用具給付事業の普及啓発 ○ 必要と認められる日常生活用具の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、ニーズを把握し、支給対象者や基準額の見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を認識していない利用者がいる。 ・技術開発による新用具の検討
⑤	移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるための委託事業所の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用方法の周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に沿った制度を検討するため、自立支援協議会で現状の把握を行い、検討が必要。
⑥	地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害・高次脳機能障害・難病等の支援を必要とする方にも対応可能な事業所の充実と、新規事業所の参入に向けた選定委員会等の設置の検討 ○ 地域と連携した障害者の理解の促進とコミュニケーションづくりを行う事業の実施 ○ 仲間づくりのきっかけの場や就職者への支援等、利用者のニーズに応じた事業の実施 ○ 自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング活動の支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター連絡会を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域活動支援センターの数が足りないが、一方でただ数を増やすのではなく、機能、特色、地域を考慮する必要がある。 ・送迎を行っている事業所は一カ所で自主通所できる人でないと利用が難しい。 ・地域活動支援センター連絡会の機能拡充が必要。 ・支援の内容の把握、事業内容の共有化、運営状況の分析の検討をし地域活動支援センターの役割をより明確化する作業が必要。 ・マンパワー的に運営が厳しい状況であり、他の関係機関との連携（サポート体制作り）が必要。

3 アンケート調査にみる障害者ニーズや環境への評価

市民、関係団体等のアンケート調査結果から、次のような結果が得られました。

① 現在の生活で困っていること（市民アンケート・複数回答）

「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」が最も多く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」となっています。



（有効回答：735人）

（注）回答結果の構成比で、単数回答の場合は、四捨五入してあるため合計値が 100.0% にならない場合がある。

複数回答の場合は、%の合計値は 100.0%を越える場合がある。（以下省略）

② 障害福祉サービスの利用状況・認知状況（市民アンケート）

現在の利用状況が将来に対する希望を上回っているのは「放課後等デイサービス（障害児向けサービス）」のみとなっています。差が大きいサービスは、「相談支援」、「川口市障害者就労支援センター」、「短期入所」となっています。

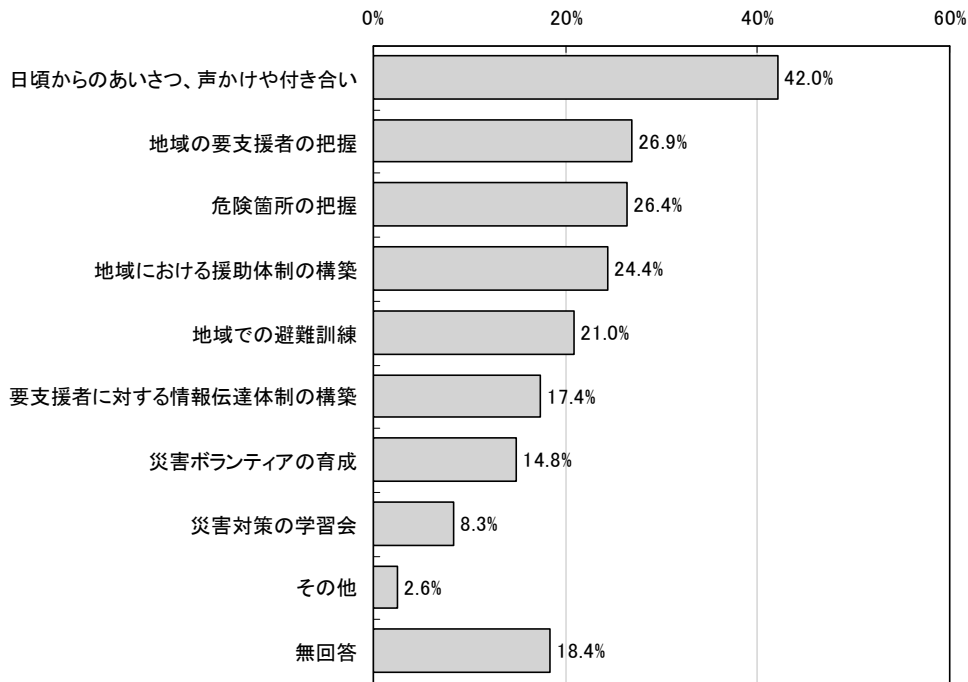
（有効回答：735人）

		現在利用しており、今後も利用したい	現在利用しているが、今後利用する予定はない	現在利用していないが、今後は利用したい	利用したいが空きがない・受け入れ事業所がない	現在利用していないし、今後利用する予定もない	どのようなサービスか知らない・わからない	無回答
居宅介護	人数	48	0	111	4	195	93	284
	構成比	6.5%	0.0%	15.1%	0.5%	26.5%	12.7%	38.6%
重度訪問介護	人数	5	0	85	4	217	107	317
	構成比	0.7%	0.0%	11.6%	0.5%	29.5%	14.6%	43.1%
行動援護	人数	15	1	106	4	162	142	305
	構成比	2.0%	0.1%	14.4%	0.5%	22.0%	19.3%	41.5%
重度障害者等包括支援	人数	5	1	73	2	182	149	323
	構成比	0.7%	0.1%	9.9%	0.3%	24.8%	20.3%	43.9%
放課後等デイサービス(障害児向けサービス)	人数	56	1	52	8	152	101	365
	構成比	7.6%	0.1%	7.1%	1.1%	20.7%	13.7%	49.7%
児童発達支援(障害児向けサービス)	人数	16	1	33	7	161	133	384
	構成比	2.2%	0.1%	4.5%	1.0%	21.9%	18.1%	52.2%
短期入所	人数	28	1	128	10	153	114	301
	構成比	3.8%	0.1%	17.4%	1.4%	20.8%	15.5%	41.0%
療養介護	人数	8	1	64	3	158	135	366
	構成比	1.1%	0.1%	8.7%	0.4%	21.5%	18.4%	49.8%
生活介護	人数	29	2	73	3	152	118	358
	構成比	3.9%	0.3%	9.9%	0.4%	20.7%	16.1%	48.7%
機能訓練(身体障害)	人数	14	0	68	1	164	116	372
	構成比	1.9%	0.0%	9.3%	0.1%	22.3%	15.8%	50.6%
生活訓練(知的・精神障害)	人数	20	0	105	4	134	119	353
	構成比	2.7%	0.0%	14.3%	0.5%	18.2%	16.2%	48.0%
就労移行支援	人数	10	2	99	4	132	116	372
	構成比	1.4%	0.3%	13.5%	0.5%	18.0%	15.8%	50.6%
就労継続支援	人数	30	1	98	3	126	109	368
	構成比	4.1%	0.1%	13.3%	0.4%	17.1%	14.8%	50.1%
施設入所	人数	14	0	88	6	140	120	367
	構成比	1.9%	0.0%	12.0%	0.8%	19.0%	16.3%	49.9%
共同生活援助(グループホーム)	人数	13	1	99	5	155	111	351
	構成比	1.8%	0.1%	13.5%	0.7%	21.1%	15.1%	47.8%
相談支援	人数	30	0	164	2	75	125	339
	構成比	4.1%	0.0%	22.3%	0.3%	10.2%	17.0%	46.1%
コミュニケーション支援	人数	2	1	58	1	165	136	372
	構成比	0.3%	0.1%	7.9%	0.1%	22.4%	18.5%	50.6%
日常生活用具給付等	人数	48	1	65	3	137	124	357
	構成比	6.5%	0.1%	8.8%	0.4%	18.6%	16.9%	48.6%
移動支援	人数	39	1	114	4	130	103	344
	構成比	5.3%	0.1%	15.5%	0.5%	17.7%	14.0%	46.8%
地域活動支援センター	人数	11	0	105	3	130	131	355
	構成比	1.5%	0.0%	14.3%	0.4%	17.7%	17.8%	48.3%
日中一時支援	人数	22	0	102	3	125	127	356
	構成比	3.0%	0.0%	13.9%	0.4%	17.0%	17.3%	48.4%
生活サポート	人数	13	0	90	2	145	123	362
	構成比	1.8%	0.0%	12.2%	0.3%	19.7%	16.7%	49.3%
自動車運転免許取得費助成	人数	1	0	38	1	196	119	380
	構成比	0.1%	0.0%	5.2%	0.1%	26.7%	16.2%	51.7%
自動車改造費助成	人数	1	0	39	1	187	126	381
	構成比	0.1%	0.0%	5.3%	0.1%	25.4%	17.1%	51.8%
住宅改修費助成	人数	8	1	104	3	141	119	359
	構成比	1.1%	0.1%	14.1%	0.4%	19.2%	16.2%	48.8%
川口市障害者就労支援センター	人数	18	1	133	4	111	126	342
	構成比	2.4%	0.1%	18.1%	0.5%	15.1%	17.1%	46.5%

③ 災害時の対応について（市民アンケート）

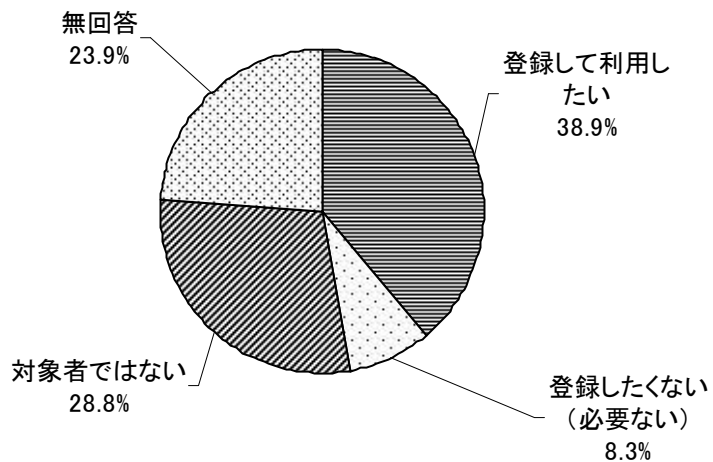
地域の災害時の備えとして重要なことについては、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」というように、日常生活での地域とのつながりが大切だという意見が多くなっています。また、避難行動要支援者登録制度の利用意向は、「登録して利用したい」方が比較的多くなっています。

■ 災害時の備えとして大事だと思うこと（複数回答）



（有効回答：735人）

■ 避難行動要支援者登録制度の利用意向

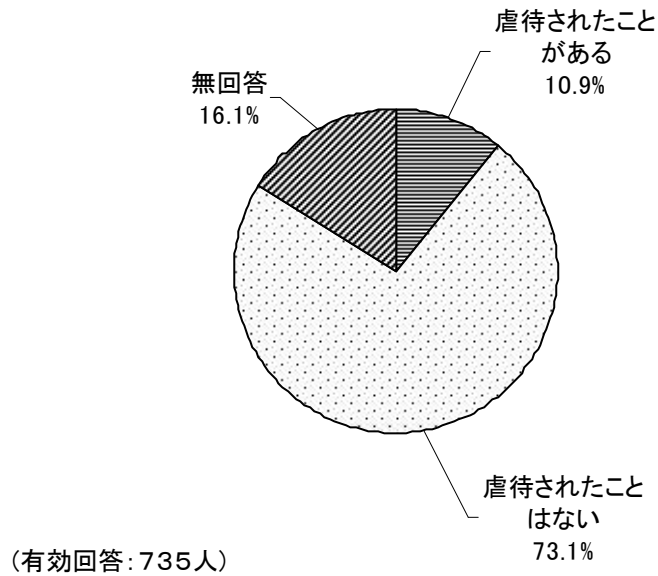


（有効回答：735人）

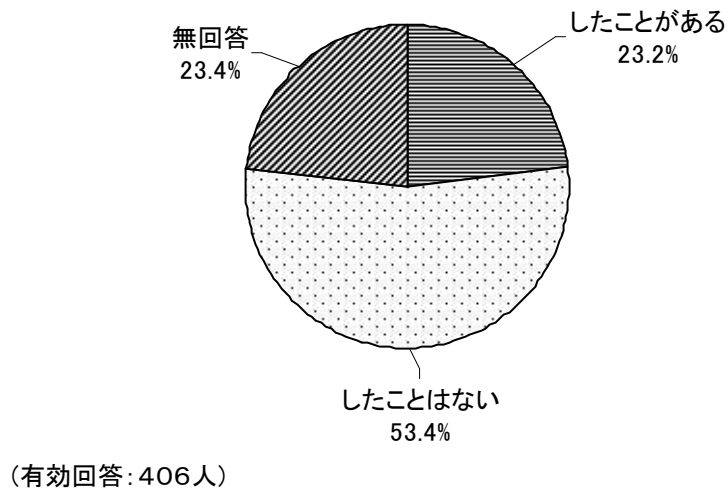
④ 虐待について(市民アンケート)

虐待を受けたことがあるかについては、「虐待されたことがある」が1割強でしたが、介助者では「(強く叱ったり、叩いたり) したことがある」が2割を超えており、周囲の見守りなどが必要です。

■ 虐待について(本人)



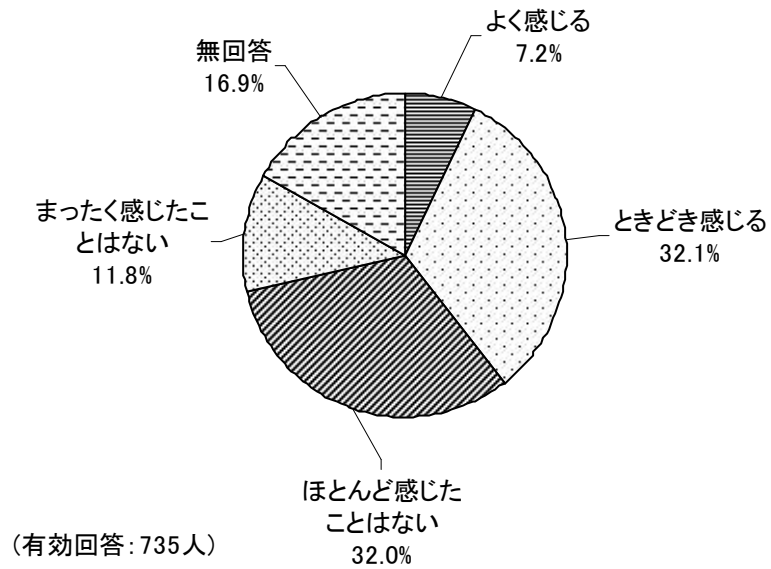
■ 介助していて強く叱ったり、叩いたりすることがあるかについて(介助者)



⑤ 差別について（市民アンケート）

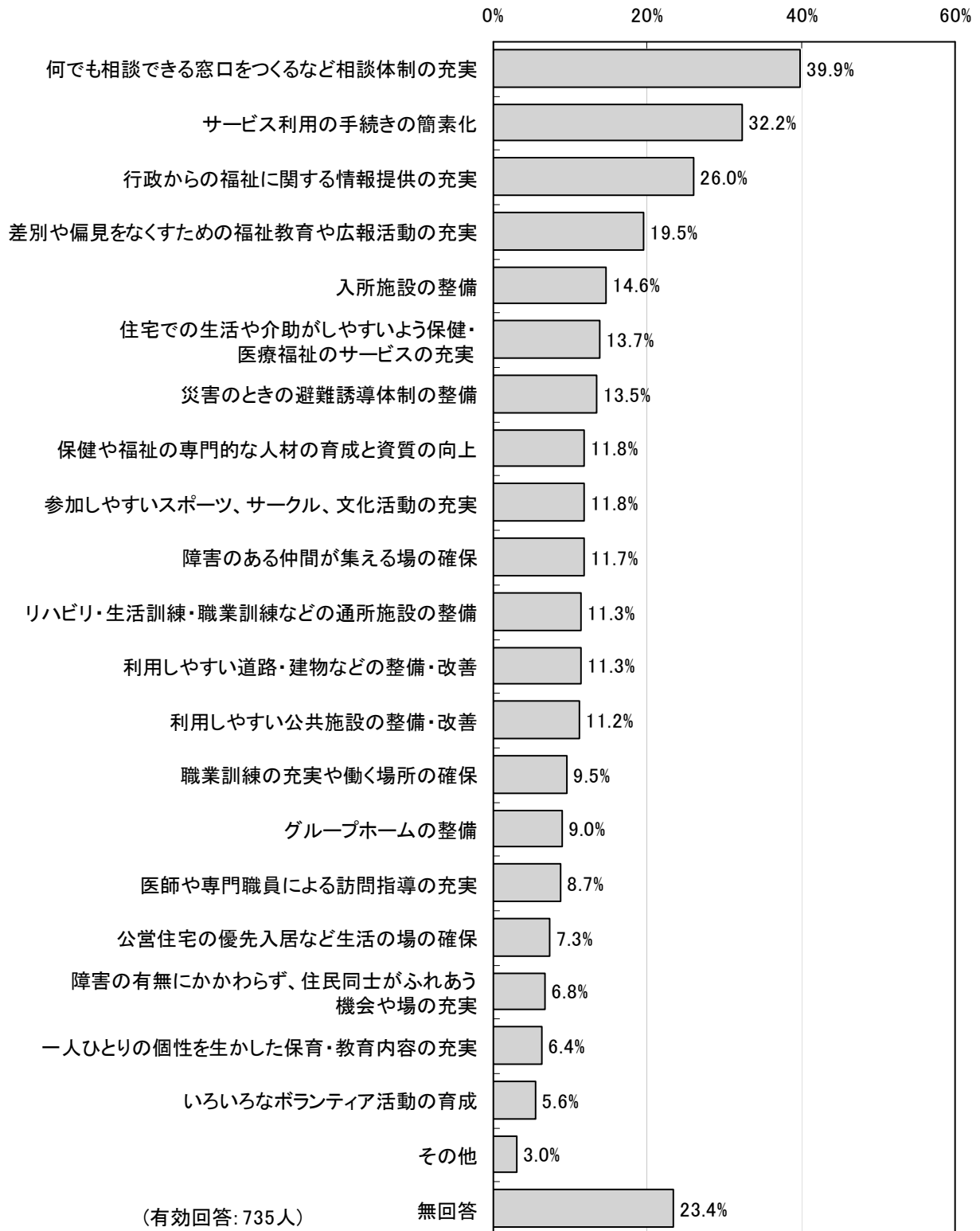
差別や偏見、疎外感を感じることもあるかについては、「よく感じる」「ときどき感じる」が約4割となっており、まだ社会的障壁が高いことがうかがわれます。

■ 差別について



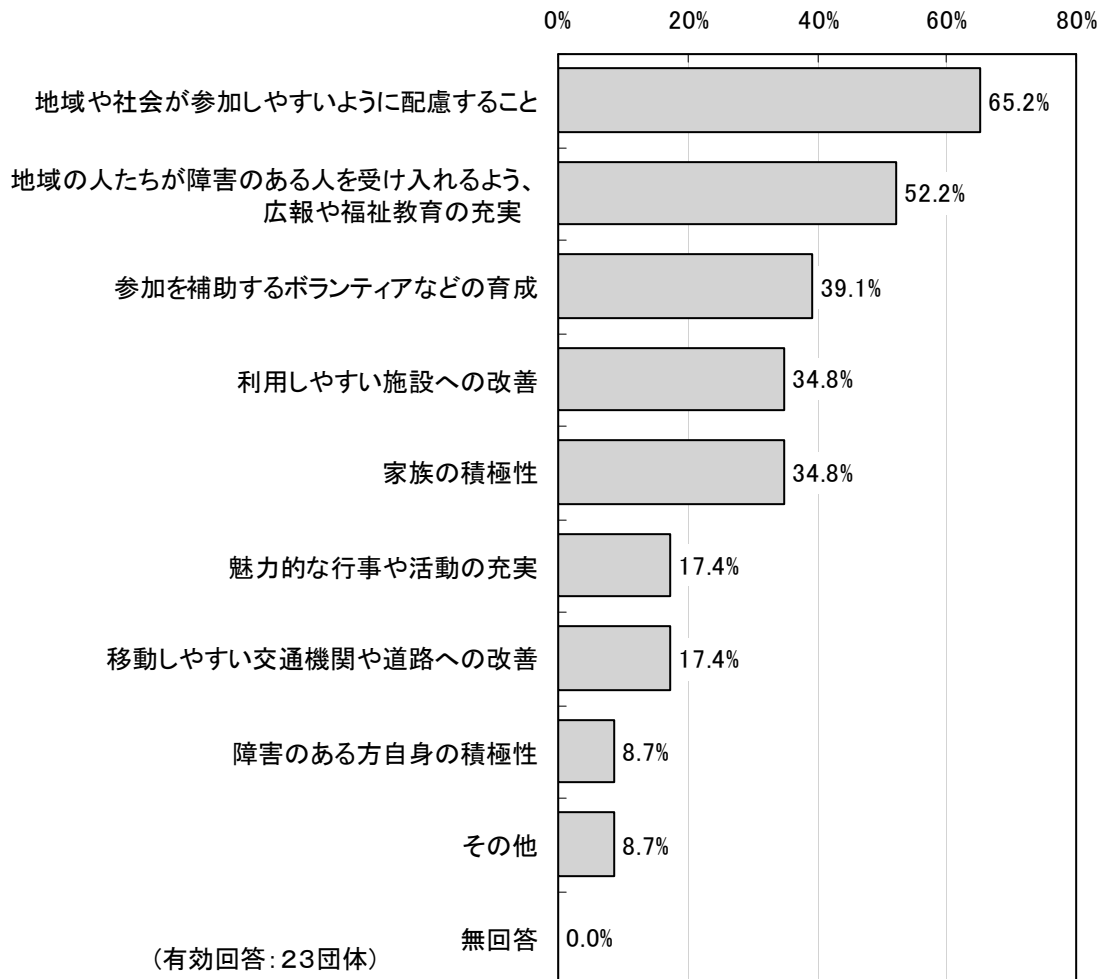
⑥ 障害者の暮らし良いまちづくりに必要なこと（市民アンケート・複数回答）

障害者の暮らしよいまちづくりに必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が多くなっています。



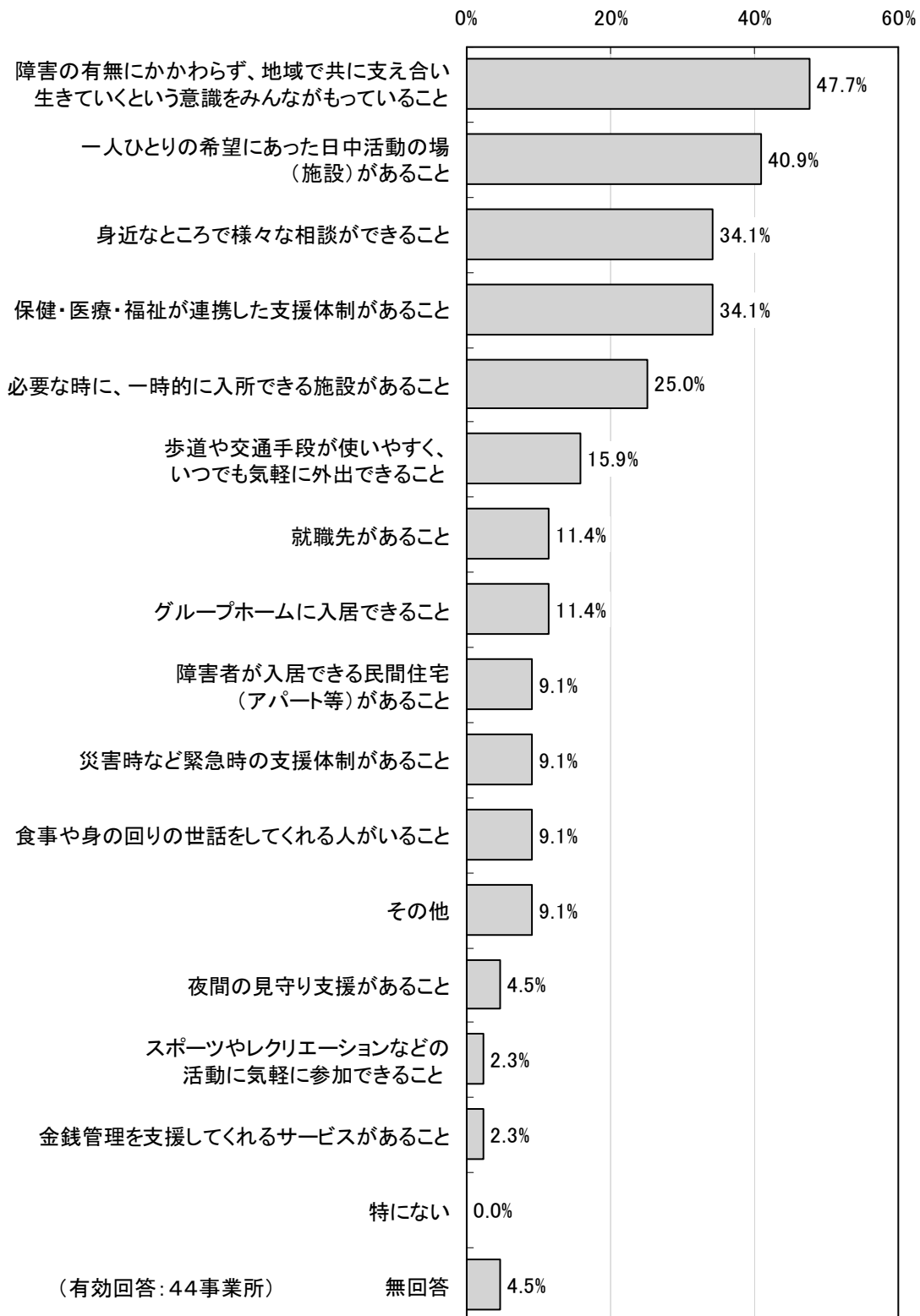
⑦ 地域や社会に積極的に参加していくための条件（団体アンケート・複数回答）

地域や社会に積極的に参加していくための条件については、「地域や社会が参加しやすいように配慮すること」が最も多く、次いで「地域の人たちが障害のある人を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」の順となっており、社会的障壁を解消するための条件整備が重要です。



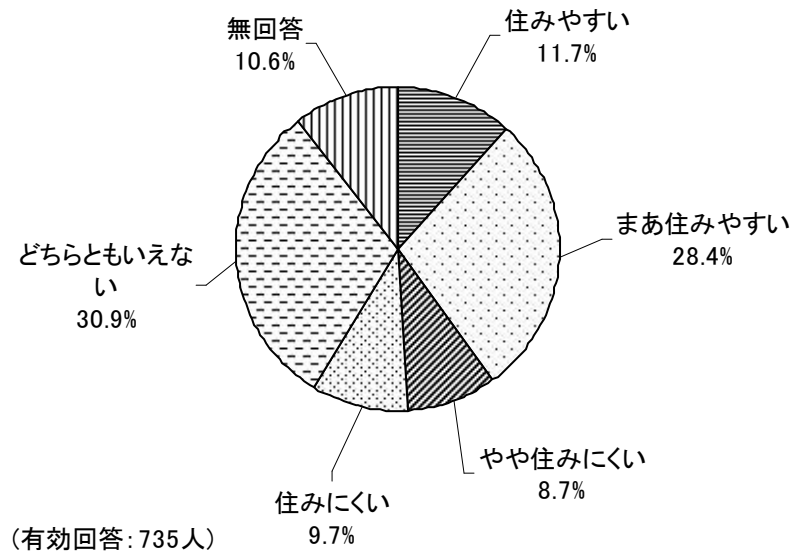
⑧ 障害者やその家族が地域生活をおくるのに重要なこと（事業所アンケート・複数回答）

「障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合い生きていくという意識をみんながもっていること」「一人ひとりの希望にあった日中活動の場（施設）があること」が多く、地域で共生できるための意識醸成と活動の場が重要であると指摘されています。



⑨ 障害者にとっての川口市の住みやすさ（市民アンケート）

障害者にとっての川口市の住みやすさについては、「どちらともいえない」が約3割で、「住みやすい」「まあ住みやすい」を合わせると約4割となっています。



第3章 基本目標

1 障害者施策の基本的な考え方

本市では、平成24年度に「川口市障害者福祉計画」（計画期間：平成25年度～29年度）の改訂を行いました。この計画は『ノーマライゼーション』『リハビリテーション』『ソーシャル・インクルージョン』の3つの考え方に基づき、基本理念は『ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち』としています。

本計画（障害者自立支援福祉計画）は、「川口市障害者福祉計画」の基本的な考え方や基本理念のもと、具体的な障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策を定めるものです。

ノーマライゼーションとは

障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方

リハビリテーションとは

障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざしていくという考え方

ソーシャル・インクルージョンとは

全ての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあっていくという考え方

■ 川口市障害者福祉計画の体系

基本的な考え方：ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャル・インクルージョン

基本理念

基本目標

基本テーマ

施策の展開方向

ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち

基本目標 1

市民だれもが自分らしく生きることができる環境づくり

基本目標 2

みんなで支え合い、共生できる地域づくり

基本目標 3

すべての人々にとってバリアのない社会づくり

権利擁護

基本テーマ 1

障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進

1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取り組み

1-2 啓発活動・福祉教育の推進

1-3 地域における支えあい活動の促進

自立支援

基本テーマ 2

地域における障害者の自立支援

2-1 相談体制の充実

2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実

2-3 地域生活への移行支援

2-4 生活支援のための施策・制度の推進

基本テーマ 3

保健・医療体制の充実

3-1 保健活動の充実

3-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

社会参加

基本テーマ 4

障害者の社会参加の支援

4-1 就労の促進

4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

基本テーマ 5

障害児とその家族への支援

5-1 早期発見・早期療育

5-2 障害児保育と療育体制の充実

5-3 特別支援教育の推進

共生

基本テーマ 6

保健・医療体制の充実

6-1 バリアフリーのまちづくりの推進

6-2 防災・防犯対策等の充実

2 第4期計画策定にあたっての課題

第3期計画の検証及びアンケート調査等から、第4期計画策定にあたっての主たる課題は、次のように集約されます。

【基本的課題】

- 地域社会における共生の実現
- 社会的障壁のない社会づくり
- 障害に対する地域社会での理解
- 多様化するニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- 障害者の権利擁護の充実と差別のない社会の実現
- 生活の場（住まい）の確保（グループホーム等）
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）
- 児童の放課後の居場所づくりと支援体制の充実
- 身近な場所で気軽な相談体制の充実
- 災害時等における障害のある方等の安心・安全の確保
- 虐待防止のための仕組みづくり
- 発達障害等に対する早期発見・早期治療等への取り組み
- 難病や高次脳機能障害等への対応
- 地域生活支援拠点の整備

【第4期計画策定の課題】

- 平成24年度で概ね障害福祉サービスが、障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスに移行したことに伴い、サービス等の必要量の見込みについては、次の点からの検証が必要。
 - ① 過去の実績における伸び率を考慮
 - ② 現況におけるニーズからの必要量の推定
 - ③ 国・県の政策動向による影響
 - ④ 川口市としての政策的判断
- 第3期計画の施策の取り組み状況からみた課題
 - <訪問系サービス>
 - ・ヘルパーの研修体制強化
 - ・相談支援事業所とヘルパー事業所との連携強化
 - <日中活動系サービス>
 - ・就労支援の充実
 - ・労働部局等、関連部門や機関との連携
 - <居住系サービス>
 - ・入所施設やグループホームの確保
 - ・スタッフ教育の実施内容の充実
 - ・利用者の実態に対応できるホーム整備
 - ・拠点となる通過型総合施設の設置の研究
 - <障害児サービス>
 - ・障害児サービスの適切な提供

3 平成 29 年度の目標値

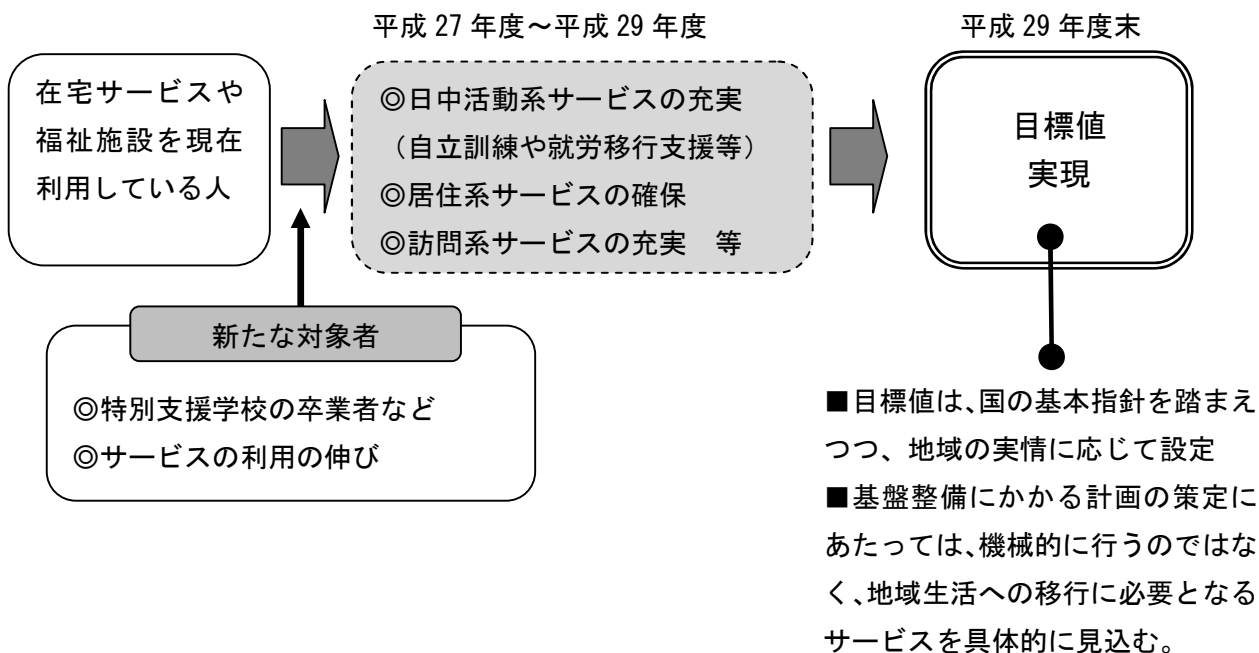
本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援をすすめるため、平成 29 年度を目標年度として、次の目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 福祉施設から一般就労への移行

なお、目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

■ 目標値実現までの流れ



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第4期計画では平成29年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、平成26年3月末現在で319人となっており、平成29年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の12.2%（39人）とし、目標を設定しました。

なお、平成29年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況から、削減目標は設定しません。

事 項	数 値		備 考
施設入所者数 (A)	319 人		
地域生活移行目標数 (B)	39 人	移行率 (12.2%)	
入所者削減目標値	- 人	削減率 (-%)	

※（参考）国の基本方針

- ・平成25年度末での施設入所者数の12%以上が地域生活に移行
- ・施設入所者は平成25年度末の入所者数から平成29年度までに4%以上削減

※（参考）県の目標値の設定

- ・地域生活への移行率は国と同様
- ・施設入所者数の削減数は設定しない

(2) 福祉施設から一般就労への移行

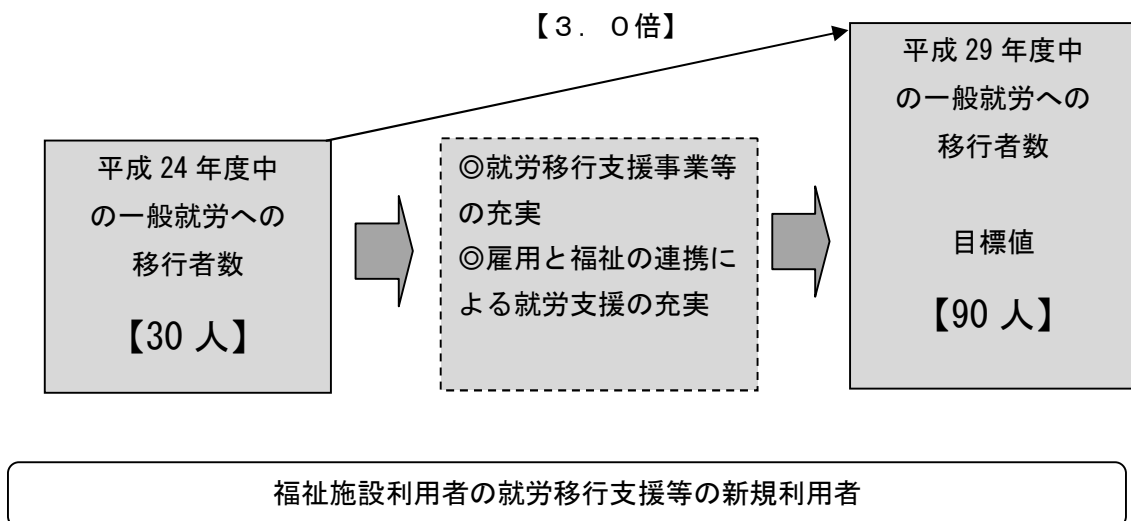
① 福祉施設から一般就労への移行

第4期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、平成29年度中における福祉施設から一般就労への移行者を平成24年度時点の2倍以上とする国の基本指針が、県では3割以上とする指針が示されています。

本市においては、平成24年度の実績として福祉施設から一般就労へ30人が移行しており、第4期計画においては平成29年度の一般就労移行者数を平成24年度時点の3倍以上である90人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

また、第4期計画では障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図るとともに、市役所からの受注機会の拡大をすすめます。

■ 福祉施設から一般就労への移行



平成24年度時点の福祉施設とは、次の施設をいう。

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

事 項	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	30人	平成 24 年度において福祉施設を退所して一般就労した人の数
目標年度における年間一般就労移行者数	90人 (3.0倍)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、就労移行支援事業の利用者数は現状の6割以上として、県の考え方も同様です。本市においては、これまでの利用状況等を勘案し、目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
就労移行支援事業利用者数	71人	平成 25 年度における就労移行支援事業の利用者数
目標年度における就労移行支援事業利用者数	142人 (2.0倍)	平成 29 年度における就労移行支援事業の利用者数

③ 事業所ごとの就労移行率

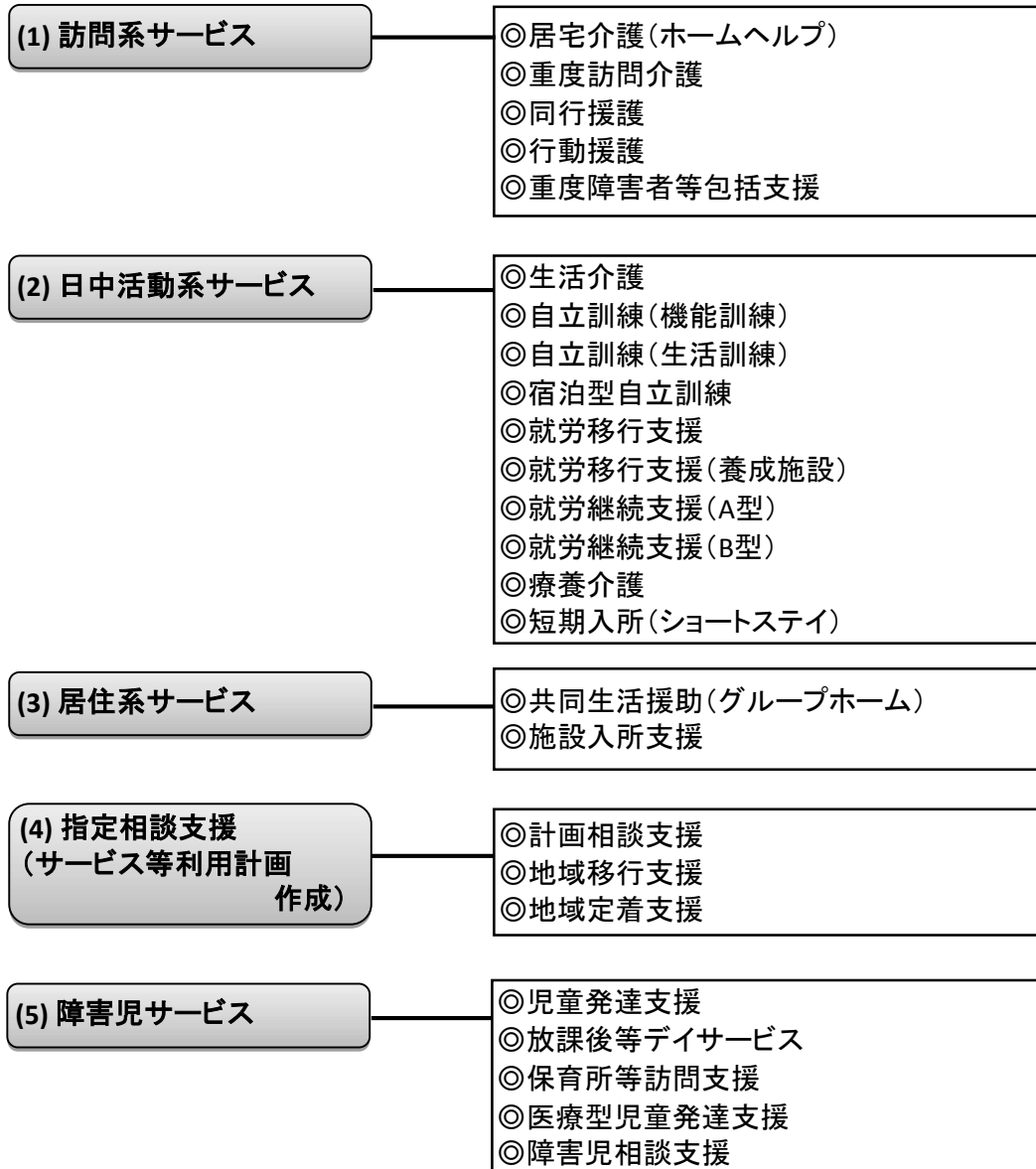
国の基本指針では、事業所ごとの就労移行率は就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割とするとありますが、本市においては独自の目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
就労移行率が3割以上の事業所数	5事業所	平成 25 年度における就労移行支援事業の就労移行率が3割以上の事業所の数
目標年度における就労移行率が3割以上の事業所数	9事業所	平成 29 年度における就労移行支援事業の就労移行率が3割以上の事業所の数

4 目標を達成するための施策の体系

平成 29 年度までの目標値を達成するため、本計画では次の施策体系に基づき、計画的に取り組みます。

(1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）



注：障害児サービスは児童福祉法に基づき提供

(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◎理解促進研修・啓発
- ◎自発的活動支援
- ◎相談支援
- ◎成年後見制度利用支援
- ◎成年後見制度法人後見支援
- ◎意思疎通支援
- ◎日常生活用具の給付又は貸与
- ◎手話奉仕員養成研修
- ◎移動支援
- ◎地域活動支援センター
- ◎その他の事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・社会参加促進事業

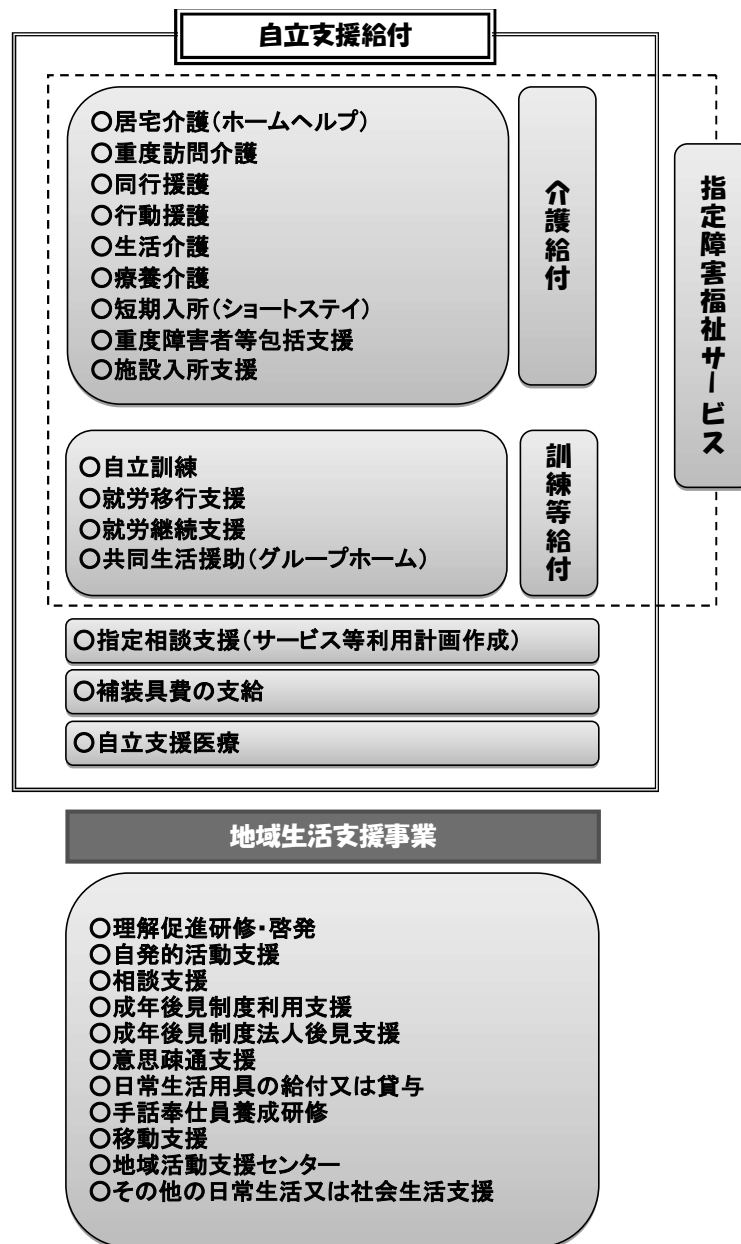
第4章 サービス必要量の見込み

1 サービス提供に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

なお、障害者総合支援法に基づく福祉サービスの体系は、次のとおりとなっています。

■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系



注：障害児サービスは児童福祉法に基づき提供

2 国が定める基準で実施するサービスの見込量の設定

本市は、平成 29 年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成 27 年度から平成 29 年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

① サービスの現状

訪問系サービスでは、平成 24 年度と平成 26 年度を比較した場合、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用が増加傾向となっています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

■ 訪問系サービスの利用状況（月間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	10,078	10,350	10,924
	人数	401	428	456
重度訪問介護	時間	3,647	5,090	4,703
	人数	9	11	11
同行援護	時間	854	836	975
	人数	54	52	59
行動援護	時間	1,503	1,497	1,726
	人数	40	53	50
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総時間数	平成 24 年度から平成 26 年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。		
◎行動援護	知的障害または精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。		
◎重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い重度障害者に対し、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		

③ 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

■ 介護給付の見込量（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間	11,270	11,960	12,880
	人数	490	520	560
重度訪問介護	時間	5,124	5,551	5,978
	人数	12	13	14
同行援護	時間	992	1,040	1,088
	人数	62	65	68
行動援護	時間	1,904	2,142	2,414
	人数	56	63	71
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① サービスの現状

日中活動系のサービスでは、平成24年度と平成26年度を比較した場合、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所がおおむね増加傾向となっています。療養介護は横ばいとなっています。

■ 日中活動系サービスの利用状況（月間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	13,023	13,803	14,513
	人数	622	666	690
自立訓練 (機能訓練)	人日分	335	329	360
	人数	27	29	26
自立訓練 (生活訓練)	人日分	217	310	364
	人数	14	17	24
宿泊型自立訓練	人日分	159	353	427
	人数	10	12	15
就労移行支援	人日分	1,249	1,262	1,825
	人数	69	70	107
就労移行支援 (養成施設)	人日分	20	0	21
	人数	1	0	1
就労継続支援 (A型)	人日分	485	723	968
	人数	24	36	46
就労継続支援 (B型)	人日分	9,896	9,907	10,103
	人数	521	537	533
療養介護	人日分	1,426	1,455	1,426
	人数	46	47	46
短期入所 (ショートステイ)	人日分	280	350	358
	人数	42	44	46

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎生活介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎自立訓練（機能訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
身体障害者又は難病患者等が自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間(18 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移等から見込量を算出しました。

◎自立訓練（生活訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
知的障害者、精神障害者が自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間(24 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎宿泊型自立訓練

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
知的障害者、精神障害者が居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。 【標準利用期間(12 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労移行支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間(24 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労移行支援（養成施設）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
視覚に障害のある方に対してあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。	月間総利用人数	近年のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労継続支援（A型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>◎事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。</p> <p>◎一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。</p> <p>なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

◎就労継続支援（B型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>◎就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>◎一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

◎療養介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出 の考え方
医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。	月間総利用入日	現利用者のサービス利用状況の推移等を考慮して見込量を算出しました。

◎短期入所（ショートステイ）

実施内容	見込量の単位	見込量算出 の考え方
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総利用入日	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

■ 日中活動系サービスの見込量（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日分	15,225	15,960	16,800
	人数	725	760	800
自立訓練 （機能訓練）	人日分	359	373	373
	人数	26	27	27
自立訓練 （生活訓練）	人日分	465	615	810
	人数	31	41	54
宿泊型自立訓練	人日分	504	616	756
	人数	18	22	27
就労移行支援	人日分	2,295	2,890	3,570
	人数	135	170	210
就労移行支援 （養成施設）	人日分	21	21	21
	人数	1	1	1
就労継続支援 （A型）	人日分	1,323	1,827	2,520
	人数	63	87	120
就労継続支援 （B型）	人日分	9,720	9,810	9,900
	人数	540	545	550
療養介護	人日分	1,426	1,426	1,426
	人数	46	46	46
短期入所 （ショートステイ）	人日分	336	350	371
	人数	48	50	53

(3) 居住系サービス

① サービスの現状

共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の利用が増加しています。

■ 居住系サービスの利用状況（月間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 （グループホーム）	人数	54	65	197
共同生活介護 （ケアホーム）	人数	106	123	-
施設入所支援	人数	309	301	331

注：平成26年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されている

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎共同生活援助

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を提供します。 (平成 26 年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されました)	月間利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎施設入所支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
施設に入所する障害者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間利用人数	第 1 期計画時点の平成 17 年度現在の福祉施設の入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行者数を控除し、施設入所が真に必要と判断される入所者数を加えた上、事業者動向を勘案して見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、共同生活援助の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

■ 居住系サービスの見込量（年間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人数	220	245	270
施設入所支援	人数	330	330	330

(4) 指定相談支援

① サービスの現状

計画相談支援については、利用人数は増加傾向にあるものの、本来必要とされる人数から見ると少なくなっています。地域移行支援の人数は増加傾向です。

■ 指定相談支援の利用状況（年間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人数	15	280	614
地域移行支援	人数	1	3	5
地域定着支援	人数	0	0	0

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、動向を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングを行うものです。	月間利用人数	全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることが目標であるため、その点を考慮して、見込量を算出しました。
◎地域移行支援	地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行うものです。		施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。
◎地域定着支援	安定した地域生活を定着させるための相談支援を行うものです。		単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人の状況を勘案し、見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、サービス等利用計画の作成を必要とする人、施設入所者で今後地域生活への移行希望を持っている人、障害者の家庭の状況で各種サービスが受けられにくい人等の把握に努めます。

■ 指定相談支援（サービス等利用計画策定）の見込量（年間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人数	1,572	1,635	1,700
地域移行支援	人数	12	12	12
地域定着支援	人数	6	6	6

(5) 障害児サービス

① サービスの現状

障害児サービスは、第4期計画から障害福祉計画で位置づけることになりました。

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、動向を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎児童発達支援	障害のある児童が通所することで、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	月間利用人数	今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。
◎放課後等デイサービス	学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を行うサービスです。		今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。
◎保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問することで、障害児や施設職員に対して、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。		今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。

◎医療型児童発達支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練とあわせて治療を行います。	月間利用人数	今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。

◎障害児相談支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
障害児が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うサービスです。	月間利用人数	今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、事業量の確保に努めるとともに、事業者への必要な支援に努めます。

■ 障害児サービスの見込量

(月間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	人日分	5,760	6,000	6,240
	人数	480	500	520
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人数	0	0	0

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人数	313	326	340

3 市が行うことと定められているサービス（地域生活支援事業）の見込量の設定

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。なお、障害者総合支援法の制定により、必須事業が増加しています。

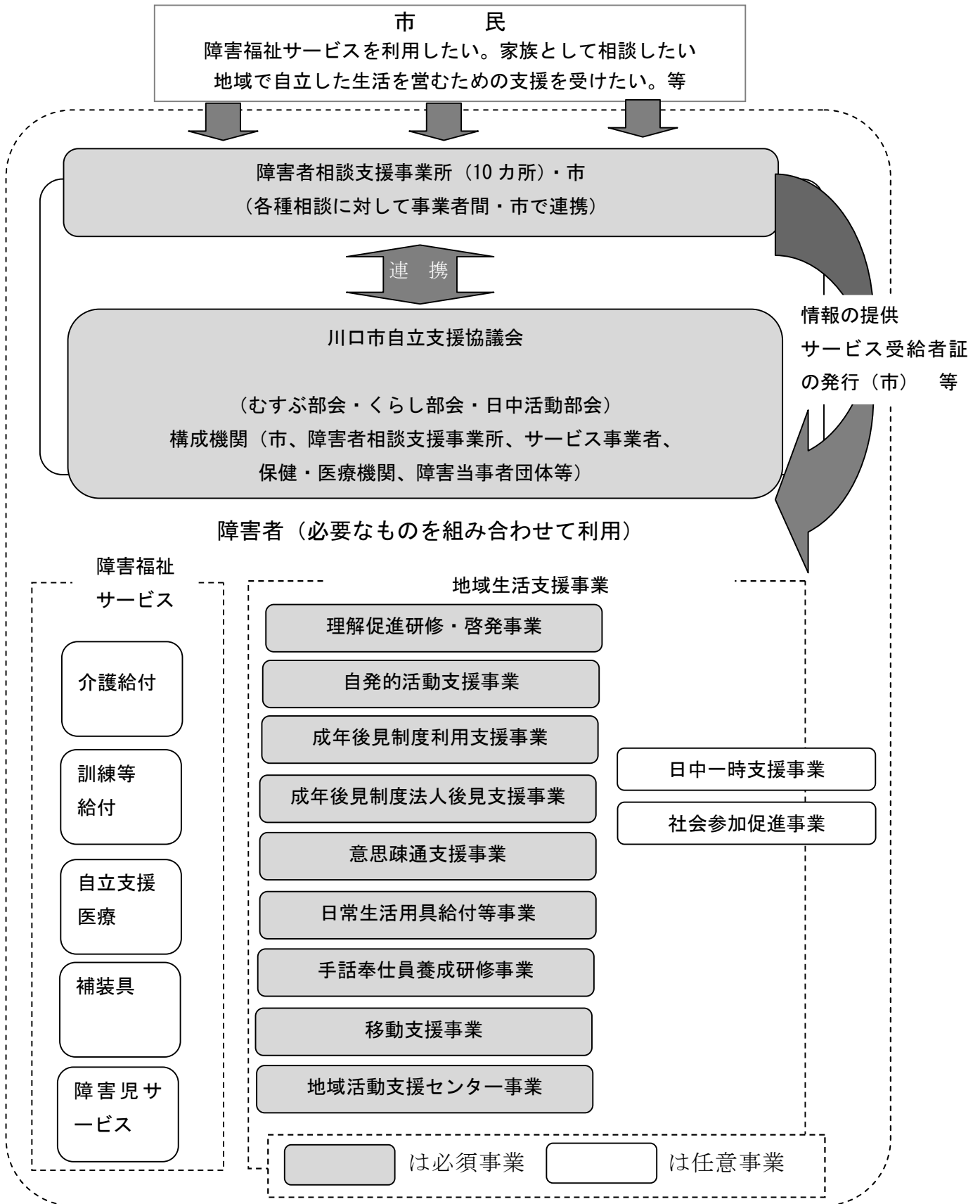
地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の 3 点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- ① 本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制を確保します。
- ② すべての障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③ 事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービスの活用・育成にも取り組みます。

（１）実施する事業

サービス種別
理解促進研修・啓発事業
自発的活動支援事業
相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見事業
意思疎通支援事業
日常生活用具の給付または貸与事業
手話奉仕員養成研修事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
その他の事業

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



(2) サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、動向を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎理解促進研修・啓発事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害者の「社会的障壁」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。	目標量は設定しません	

◎自発的活動支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。	目標量は設定しません	

◎相談支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
<p>障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整など障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。</p>	<p>障害者相談支援事業</p>	<p>各地区にそれぞれ1箇所の相談支援事業所を設置し、箇所数については維持することとしました。</p>

◎成年後見制度利用支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
<p>成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を援助します。</p>	<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>

◎成年後見制度法人後見支援事業

方針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。</p>	<p>目標量は設定しません</p>	

◎意思疎通支援事業

方針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介します。</p>	<p>手話通訳者の派遣事業 ----- 要約筆記者奉仕員の派遣事業 ----- 手話通訳者設置事業</p>	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>

◎日常生活用具給付等事業

方 針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。</p>	介護・訓練支援用具	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>
	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具	
	居宅生活動作補助用具	

◎手話奉仕員養成研修事業

方 針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。</p>	<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>

◎移動支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。	移動支援事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

◎地域活動支援センター事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性に応じた活動の場及び、活動内容の充実を図るとともに、地域生活支援の促進に努めます。	地域活動支援センター事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

◎その他事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます	日中一時支援事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。
	社会参加促進事業	

■ 指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の見込量（月間）

サービス種別		4期計画見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービス	時間	19,290	20,693	22,360	
	人数	620	661	713	
	居宅介護（ホームヘルプ）	時間	11,270	11,960	12,880
		人数	490	520	560
	重度訪問介護	時間	5,124	5,551	5,978
		人数	12	13	14
	同行援護	時間	992	1,040	1,088
		人数	62	65	68
	行動援護	時間	1,904	2,142	2,414
		人数	56	63	71
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
	日中活動系サービス	人日分	31,674	33,888	36,547
		人数	1,633	1,749	1,888
生活介護	人日分	15,225	15,960	16,800	
	人数	725	760	800	
自立訓練（機能訓練）	人日分	359	373	373	
	人数	26	27	27	
自立訓練（生活訓練）	人日分	465	615	810	
	人数	31	41	54	
宿泊型自立訓練	人日分	504	616	756	
	人数	18	22	27	
就労移行支援	人日分	2,295	2,890	3,570	
	人数	135	170	210	
就労移行支援（養成施設）	人日分	21	21	21	
	人数	1	1	1	
就労継続支援（A型）	人日分	1,323	1,827	2,520	
	人数	63	87	120	
就労継続支援（B型）	人日分	9,720	9,810	9,900	
	人数	540	545	550	
療養介護	人日分	1,426	1,426	1,426	
	人数	46	46	46	
短期入所 （ショートステイ）	人日分	336	350	371	
	人数	48	50	53	

サービス種別		4期計画見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居住系サービス	人数	550	575	600	
共同生活援助（グループホーム）	人数	220	245	270	
施設入所支援	人数	330	330	330	
指定相談支援（サービス等利用計画作成）	人数	1,590	1,653	1,718	
計画相談支援	人数	1,572	1,635	1,700	
地域移行支援	人数	12	12	12	
地域定着支援	人数	6	6	6	
障害児サービス	人日分	5,760	6,000	6,240	
	人数	793	826	860	
	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	人日分	5,760	6,000	6,240
		人数	480	500	520
	医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
		人数	0	0	0
障害児相談支援	人数	313	326	340	

注：指定相談支援及び障害児サービスの障害児相談支援は、年間。

■ 地域生活支援事業の見込量（年間）

サービス種別		4期計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 理解促進研修・啓発	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	(実施見込箇所数)	10	10	10
基幹相談支援センター	(実施見込箇所数)	10	10	10
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施見込箇所数)	10	10	10
住宅入居等支援事業	(実施見込箇所数)	1	1	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	(実施見込箇所数)	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	(延利用見込者数)	1,200	1,200	1,200
要約筆記者派遣事業	(実利用見込者数)	10	10	10
手話通訳者設置事業	(延設置見込者数)	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(給付見込件数)	34	41	50
自立生活支援用具	(給付見込件数)	86	94	103
在宅療養等支援用具	(給付見込件数)	61	65	69
情報・意思疎通支援用具	(給付見込件数)	121	139	160
排泄管理支援用具	(給付見込件数)	8,022	8,022	8,022
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	(給付見込件数)	27	42	66
(8) 手話奉仕員養成研修	人数	10	10	10
(9) 移動支援事業	(実利用見込者数)	411	411	411
	(延利用見込時間数)	63,361	63,361	63,361
(10) 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター	(実施見込箇所数)	10	11	12
	(延利用見込者数)	25,498	25,498	25,498
(11) その他事業				
日中一時支援事業	(実施見込箇所数)	24	32	43
	(延利用見込者数)	81	120	178
社会参加促進事業	(実施事業数)			
広報紙点訳	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許助成	実施の有無	有	有	有

第5章 重点的な取組

1 第4期計画における重点的な取組の枠組みと視点

重点的な取り組みについては、第4期計画においても、基本的な枠組みは第3期計画を踏襲しますが、新たに加わった障害児サービスを4本目の柱として加え、推進していくものとします。

また、特に第4期計画においては、市民アンケート調査、関係団体・事業所アンケート調査等の結果を踏まえ、次の4点について特に重点的に取り組むものとします。

- ① 相談支援のさらなる充実
- ② 利用者目線での情報提供の工夫
- ③ 住まいの確保
- ④ 障害児サービスの充実

① 相談支援のさらなる充実	川口市においては、これまでも相談支援体制について重点的に取り組んできました。現在、各地区に1箇所の相談支援事業所を設置しています。 今後は、障害者の相談に常時応じられるよう障害者総合相談窓口の設置について検討していくとともに、すべての障害の相談に対応した専門職の配置についてもすすめていきます。
② 利用者目線での情報提供の工夫	広報かわぐちや市のホームページ等様々な手段で情報提供に取り組んでいますが、利用者に十分に届いていない状況もみられます。 今後は、広報かわぐちや市のホームページ等のさらなる充実を図り、各種関係機関や事業所等における情報提供とともに、民生委員・児童委員等、“人を介した情報提供”についてもすすめていきます。
③ 住まいの確保	入所施設やグループホーム等、生活の場に対するニーズは非常に高いものがあります。 平成23年7月に市内事業所で宿泊型自立訓練事業が始まりましたが、今後、身体障害者や知的障害者等においても、拠点となる通過型総合施設の設置について取り組むとともに、グループホーム等の設置についても各種の支援を強化していきます。
④ 障害児サービスの充実	平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害児に関するサービスが児童福祉法に一元化され、児童発達支援等の新たなサービスが始まりました。今後はこれらのサービスの充実や周知を図ります。

■ 重点的な取組の体系

障害福祉サービス	施 策
訪問系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① ヘルパーの質の向上 ② ヘルパー事業所の拡大と連携 ③ 相談支援事業所とヘルパー事業所との連携 ④ 支給基準による障害福祉サービスの提供 ⑤ 適切なサービスの支給
日中活動系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討 ② 就労支援事業所の充実 ③ 市内施設間の連携を図る支援の実施 ④ 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施
居住系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① グループホームの充実 ② 拠点となる通過型総合施設の設置の研究 ③ 施設利用待機者の状況把握と情報提供 ④ 地域移行・地域定着の充実
障害児サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法を基本とした支援の実施 ② 児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供 ③ 需要への対応
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 手話奉仕員養成研修事業 ⑧ 移動支援事業 ⑨ 地域活動支援センター事業 ⑩ その他の事業

2 取組の内容

(1) 訪問系サービスにおける重点的な取組

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細やかな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメントの実施など、適切なサービス利用の調整について取り組みます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① ヘルパーの質の向上	市が社協に委託し、障害者居宅サービス技術援助事業として、障害者居宅サービス内容検討会を実施してきた。	○ すべての障害に対するヘルパー研修の実施 ○ ヘルパー相互の情報交換の推進
② ヘルパー事業所の拡大と連携	自立支援協議会に新たに介護事業所協議会に参画してもらい連携を強化した。各ヘルパー事業所で開催されている勉強会等に依頼があれば積極的に参加し、制度説明等を実施した。	○ 他機関で行われる研修等の継続的な周知 ○ 介護保険事業所に対する障害者総合支援法の周知と、障害福祉サービスへの関与、促進 ○ ヘルパー事業所に対する職員派遣を含めた障害福祉サービス提供に関する指導や支援の継続
③ 相談支援事業所とヘルパー事業所の連携	相談支援事業所連絡会でケアマネジメント学習会を実施するとともに、計画相談の導入により、ヘルパー事業所との連携が深まっている。	○ ヘルパー事業所が抱える困難ケースに対する相談支援事業所等の連携サポート体制のさらなる充実 ○ 障害者ケアマネジメントの技法を活用した、障害福祉サービス提供の実施
④ 支給基準による障害福祉サービスの提供	支給基準の見直しを行ってきた。	○ 川口市自立支援協議会等の意見を参考とした支給基準の継続的な見直し
⑤ 適切なサービスの支給	計画相談の開始によりニーズに沿ったサービスが対応できるようになった。	○ 適切なサービス利用の調整を行うための、サービス更新時等におけるアセスメントの実施

(2) 日中活動系サービスにおける重点的な取組

誰もが身近な地域での居場所が確保できるよう、本市の地域特性を踏まえた適切な施設配置を推進します。

また、川口市自立支援協議会日中活動部会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、市内における関係部局での連携とともに、川口市障害者就労支援センターの活用をはじめとする関係機関や就労支援事業所とのネットワークづくりに取り組みます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① 地域及び利用者ニーズに合わせた設置配置の検討	障害福祉ガイドブックや市ホームページに市内施設一覧を掲載した。	○ 利用者自ら施設を選べる環境づくりと情報提供の推進
② 就労支援事業所の充実	県南地域でのネットワークを強化するとともに、川口市自立支援協議会の連絡会や部会を通じて情報交換、共有をし、連携を図ることができた。	○ 川口市障害者就労支援センターと各事業所の連携強化の推進 ○ 就労に関する行政機関や社会基盤と連携した就労移行の推進 ○ 川口市自立支援協議会日中活動部会における就労支援のあり方の検討
③ 市内施設間の連携を図る支援の実施	モデル地域を設定し、防災を切り口として施設間のネットワークの強化を図った。	○ 施設職員の交流や研修による施設間の格差是正や意識の向上 ○ 川口市自立支援協議会むすぶ部会におけるネットワークの強化の検討 ○ 川口市内障害者施設運営団体連絡会への協力
④ 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施	ケアマネジメント学習会を開催した。	○ 施設利用希望者に対する、障害者ケアマネジメントの手法を活用した相談や適切な支援の実施 ○ 市有施設による市独自事業の有効活用の推進

(3) 居住系サービスにおける重点的な取組

安心して生活していくために、住まいの場については、利用者の高いニーズがあります。利用者のニーズに合った質の高いグループホーム、ケアホームの整備を推進していくとともに、通過型総合施設の設置等、地域への移行促進に取り組みます。

また、当事者や家族の安心な地域生活を維持できるよう、緊急時の体制についても研究していきます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① グループホームの充実	すまいPTにて、サービス管理責任者及び世話人を対象とした交流会を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設機能のレベルアップと事業の充実 ○ 施設運営や経営健全化に対する助言 ○ 利用者の健康管理の向上に向けた、研修機会の充実
② 拠点となる通過型総合施設の設置の研究	市内施設の一部で滞留型から通過型の施設を目指し、地域移行に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者も含めた、現在の滞留型の入所・通所施設から通過型の総合施設への移行の研究 ○ 入所施設の確保についての検討 ○ 障害者やその家族の緊急時における体制についての継続的な検討
③ 施設利用待機者の状況把握と情報提供	入所施設やグループホームなど、本人のニーズにあった情報提供を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境の設定
④ 地域移行・地域定着の充実	精神科病院の長期入院患者の退院に向けた支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護担当部署と連携した事業の推進 ○ 地域移行・地域定着を支援するスタッフの養成・研修の実施 ○ 「地域移行促進会議」の継続開催の支援

(4) 障害児サービスにおける重点的な取組

児童福祉法に基づき、障害児が安心して地域で生活していくために必要なサービスを、関係機関と連携しながら提供します。

また、障害児サービスの周知を引き続き図るとともに、事業量の確保を行います。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① 児童福祉法を基本とした支援の実施	(新規)	○ 障害児サービスの一体的な提供が出来るよう、計画更新時におけるアセスメントの実施
② 児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供	(新規)	○ 障害児の個々の特性とニーズに応じた支援の提供が出来るよう、質の確保
③ 需要への対応	(新規)	○ 需要に対応したサービスの提供量の確保

(5) 地域生活支援事業における重点的な取組

利用者の身近な地域で、利用者の立場に立ち、いつでも気軽に相談できる体制があることは大きな安心につながります。

今後は、障害者の理解促進、啓発や、自発的活動に対する支援だけでなく、障害者総合相談窓口の設置、相談支援体制、成年後見制度、意思疎通支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① 理解促進研修・啓 発	(新規)	○ 障害者に対する理解を 深めるための研修会や イベントを開催
② 自発的活動支援 事業	(新規)	○ 障害者の活動を支援す る事業の実施

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
<p>③ 相談支援事業</p>	<p>市内10地区において、10か所の相談支援事業所を設置し、有資格者の専門職を配置し、3障害に加え、発達障害、難病、高次脳機能障害への相談に対応した。</p> <p>総合相談窓口を障害福祉課内に設置した。</p> <p>民生委員・児童委員協議会への参加や、個別支援を通じて連携を図った。地域を対象とした講演会などを通じて、啓発や理解促進のための取り組みを行った。</p> <p>身体・知的障害者相談員と個別支援を通じて連携を図った。自立支援協議会の委員として参画を依頼した。</p> <p>当事者団体の活動（主に精神分野）に参加し連携を図った。高次脳機能障害に関する情報交換会の開催。</p> <p>委託以外に新規で指定を受けた特定相談支援事業所が17箇所設置された（平成26年11月末現在）。</p> <p>委託相談支援センターが中心となり、市内3地区に分かれネットワークを形成し、会議や事例検討を通して課題の共有や相談員の力量向上を狙った取り組みを行った。特定相談支援事業所をサポートする仕組みとしても機能している。セルフ作成者への支援も実施。</p> <p>虐待防止センターが障害福祉課内に設置された。</p> <p>わかゆり学園発達障害児支援センターに加え、子育て相談課発達支援係が新設された。各委託支援センターにおいても相談体制をとっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に密着した身近な相談窓口の設置推進 ○ 障害者総合相談窓口の充実 ○ 地域の身近な相談者として期待される民生委員・児童委員に対する障害者理解促進のための研修等の実施 ○ 夜間、休日の相談支援体制の充実 ○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携、促進 ○ 障害者団体等のピアカウンセリング活動の支援 ○ サービス等利用計画を作成できる事業所の指定・推進、自己作成者への支援 ○ 障害者虐待防止センターの充実 ○ 発達障害に対する相談支援体制の充実
<p>④ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業</p>	<p>実施見込量の3件は上回っている。</p> <p>平成26年度に社会福祉協議会へ成年後見センターを委託。NPOの市民後見団体との連携を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の普及啓発

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
⑤ 意思疎通支援事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施。	○ 登録手話通訳者の更なる拡充
⑥ 日常生活用具給付等事業	毎年、ニーズを把握し、支給対象者や基準額の見直しを実施している。	○ 日常生活用具給付事業の普及啓発 ○ 必要と認められる日常生活用具の研究
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修を実施している。	○ 手話奉仕員の養成研修の充実
⑧ 移動支援事業	適切な利用を事業所に周知している。	○ 実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるための委託事業所の充実
⑨ 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを整備し、手帳所持者や発達障害・高次脳機能障害者等の受け入れを実施してきた。 地域活動支援センター連絡会を設置した。	○ 難病・発達障害・高次脳機能障害等の支援を必要とする方にも対応可能な事業所の充実と、新規事業所の参入に向けた選定委員会等の設置の検討 ○ 地域と連携した障害者の理解の促進とコミュニケーションづくりを行う事業の実施 ○ 仲間づくりのきっかけの場や就職者への支援等、利用者のニーズに応じた事業の実施 ○ 自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング活動の支援事業の実施 ○ 地域活動支援センター連絡会の機能拡充

第6章 制度の円滑な運営の仕組みと計画の推進

1 適切な障害支援区分の認定

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要となり、18歳以上の市民については、「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階、非該当あり）を受けることとなっています。

「障害支援区分認定調査」「市審査会」などについて、当事者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めます。

2 自立支援協議会の運営

本市は平成18年度、地域全体で障害者を支えるための相談支援体制のシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、その当時、市内6箇所に設置した相談支援事業所を中心に、市、教育、就労、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバー構成で「川口市自立支援協議会」を設立しました。

今後も協議会の協力を得ながら、障害者施策を充実していきます。また、協議会の活動について、市ホームページを通して市民に周知していきます。

3 計画の達成状況の評価・点検及び公表

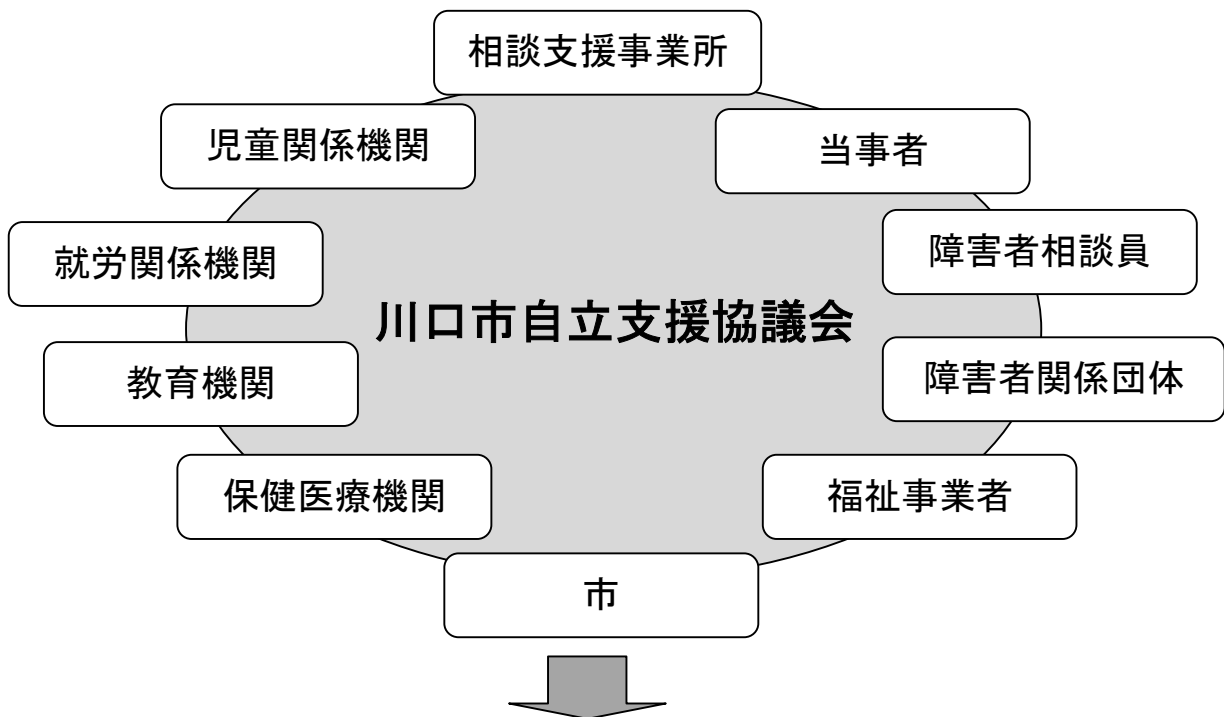
「PDCAサイクル」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉保健審議会」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

4 連携

「川口市自立支援協議会」を中心に、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図ります。

川口市自立支援協議会のネットワークと役割



相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムを構築し、地域全体の支援力を高める。

- 各機関の単独でなく、ネットワークで取り組む基盤を整備する。
- 地域全体の課題としてとらえ、各機関の知識・経験を蓄積する。
- 取り組みの成果を相互に評価する。